

宮若市  
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月  
宮若市



## はじめに

我が国においては、人口減少や少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに対する不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。

今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するということが次代の要請、社会の役割となっています。

宮若市におきましても、平成19年に「宮若市次世代育成支援行動計画(前期計画)」、平成22年には「宮若市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、これらの計画に基づいて、県内の公立では2番目となる幼保連携型認定こども園「さくら幼稚園」や市内3カ所の子育て支援センターの開設、保育所保育料の多子減免の拡充、さらには、充実した施設内容を持つ若宮幼稚園の新築や中学校の整備など、子育て環境の整備に積極的に取り組んでいます。

こうした中、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、「子どもの最善の利益」の実現に向けて、幼児期の学校教育・保育と地域の子ども・子育て支援策を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートいたします。

本市では、新制度でのまちづくりのために、平成25年度に子育て世帯のアンケート調査を実施するとともに、宮若市子ども・子育て会議で議論していただき「宮若市子ども・子育て支援事業計画(計画期間:平成27年度~31年度)」を策定いたしました。

今後、本計画の実現のために、行政機関、関係機関、事業所、地域、家庭が相互に連携し、子育てに関わる社会環境の変化などに的確かつ柔軟に対応することにより、宮若市が輝くふるさととなりますよう、着実に事業を推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました宮若市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、宮若市子育てに関するアンケート調査においてご協力また貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、さらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

宮若市長  
有吉義信

# 目次

<b>第1章 計画の概要</b>	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3
(1) ニーズ調査の実施	3
(2) 宮若市子ども・子育て会議の設置	3
(3) パブリックコメントの実施	3
<b>第2章 宮若市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状</b>	5
1. 人口の推移	5
(1) 人口構造	5
(2) 総人口の推移	5
(3) 年齢3区分別人口	6
(4) 児童人口の推移	7
2. 出生の動向	8
(1) 出生数の推移	8
(2) 合計特殊出生率の推移	8
(3) 出生率・死亡率の推移	9
3. 婚姻の動向	10
(1) 婚姻件数・離婚姻件数の推移	10
(2) 婚姻率の推移	10
(3) 未婚率	11
4. 人口動態	12
(1) 人口動態の推移	12
(2) 昼夜間人口比率	12
5. 世帯の動向	13
(1) 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移	13
(2) 世帯構成	14
(3) 18歳未満の児童のいる世帯数	14
(4) 1世帯当たりの人員数	15
(5) 母子世帯、父子世帯	15

6. 就労状況	16
(1) 男女別就業率	16
(2) 女性の年齢別就業率	17
7. 児童関連施設の状況	18
(1) 認可保育所の状況	18
(2) 幼稚園の状況	19
(3) 認定こども園の状況	20
(4) 学童保育所の状況	21
(5) 小学校・中学校の状況	22
8. 子どもを取り巻く諸問題	24
(1) 全国の児童相談所における相談件数の推移	24
(2) 交通事故発生状況	24
(3) 刑法犯発生状況	25
<b>第3章 計画の基本方針</b>	<b>27</b>
1. 基本理念	27
2. 基本目標	27
<b>第4章 子ども・子育て支援事業計画</b>	<b>29</b>
1. 教育・保育提供区域の設定	29
2. 幼児期の学校教育・保育に係る量の見込みと確保の方策	30
(1) 教育・保育施設	30
3. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策	33
(1) 時間外保育事業（延長保育事業）	33
(2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	34
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	35
(4) 地域子育て支援拠点事業	36
(5) 一時預かり事業	37
(6) 病児保育事業	39
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学児】	39
(8) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新設】	40
(9) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新設】	40
(10) 利用者支援事業【新設】	40
(11) 妊婦健康診査	41
(12) 乳児家庭全戸訪問事業	41
(13) 養育支援訪問事業	42

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策	43
(1) 認定こども園の普及に係る考え方	43
(2) 質の高い教育・保育や子育て支援等の推進	43
(3) 保幼小連携の取り組みの推進	43
<b>第5章 推進体制</b>	<b>45</b>
1. 計画の周知	45
2. 関係機関との連携・協働	45
3. 計画の進捗状況の管理・評価	45
<b>資料編</b>	<b>47</b>
1. ニーズ調査概要	47
(1) 調査の目的	47
(2) 調査設計	47
(3) 調査結果の見方	47
(4) 調査結果	48
2. 用語解説	58
3. 宮若市子ども・子育て会議条例	61
4. 宮若市子ども・子育て会議委員名簿	63
5. 宮若市子ども・子育て支援事業計画策定経過	64

## 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の背景及び趣旨

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生み育てることに対する意識等の変化をもたらしています。本市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議を設置、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て支援新制度）の構築について検討が始まりました。

子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指すことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

新制度は平成27年度から開始されることから、新しいシステムを円滑に推進できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が平成24年に制定されています。

本市においては、平成19年3月に「宮若市次世代育成支援行動計画（前期計画）」（計画期間：平成19～21年度）を、また、平成22年3月には前期計画を見直し、後期計画（計画期間：平成22～26年度）を策定し、『すべての子どもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち』を基本理念として、子どもが笑顔で育ち、子育てがしやすい環境整備を進めてまいりました。平成21年度には、県のモデル事業として認定こども園を開園し、平成25年度には、18歳未満のお子さんのいる世帯で、保育所入所中のお子さんについて、保育料の減免（第2子半額、第3子以降無料）を行っています。

子育てに対する孤立感や不安感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生み育てるることをめぐる諸課題を解決するため、子ども・子育て支援法に基づく「宮若市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、本計画は、「第1次宮若市総合計画」（平成18～29年度）を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図って策定するものです。

### 【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

## 3. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
計画期間									
見直し 期間					次期計画期間 随時見直し				

## 4. 計画の策定体制

### (1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたっては、就学前のお子さんがいらっしゃるすべてのご家庭に対してニーズ調査を実施し、実際に子育てをされている方の就労状況、子育て環境や相談の状況等をお聞きしました。

調査概要	
調査の目的	子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定するために、教育・保育・子育て支援の現状を把握するとともに、子育て支援のニーズを把握し、教育・保育の事業量の見込みの検討を行うために実施した。
調査対象地域	宮若市全域
調査対象	宮若市に居住する就学前児童（その家庭） 1,129 件
調査方法	郵送配布－郵送回収
調査期間	平成25年11月12日（火）～11月28日（木）
回収結果	回収票 517 件（有効回収率 45.8%）

### (2) 宮若市子ども・子育て会議の設置

子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「宮若市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

### (3) パブリックコメントの実施

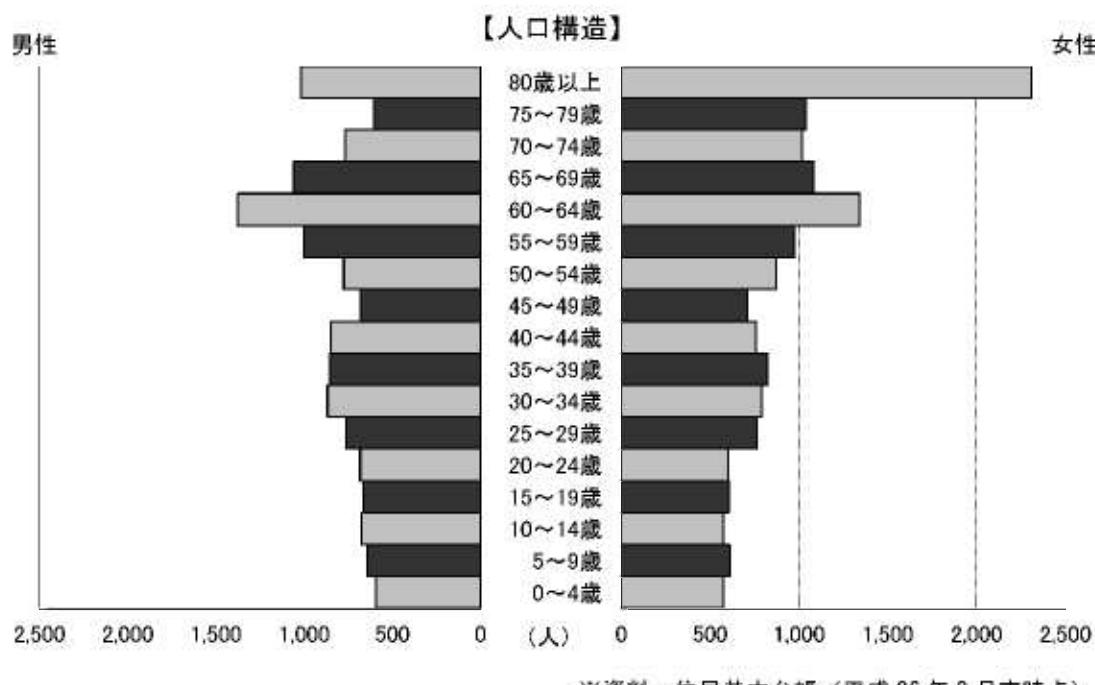
パブリックコメントとは、計画等の立案過程における市民参画を進めるとともに、説明責任を果たすことで、市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図るもので、本市では、市民の皆様のご意見・ご提言をより反映させた計画づくりとするため、計画の案を市の公式ホームページや主要施設において1ヶ月間公表し、これに対する意見を募集しました。

## 第2章 宮若市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

### 1. 人口の推移

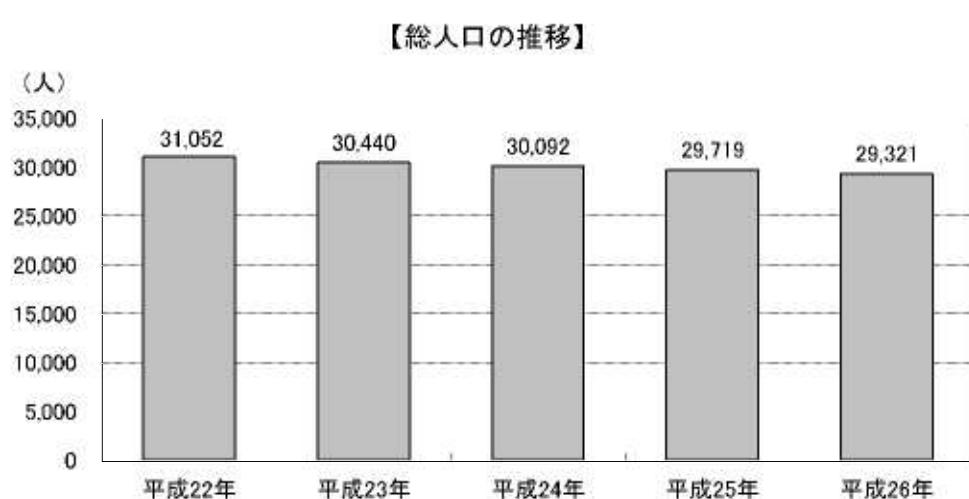
#### (1) 人口構造

本市の人口構造をみると、80歳以上の女性が最も多く特徴的です。



#### (2) 総人口の推移

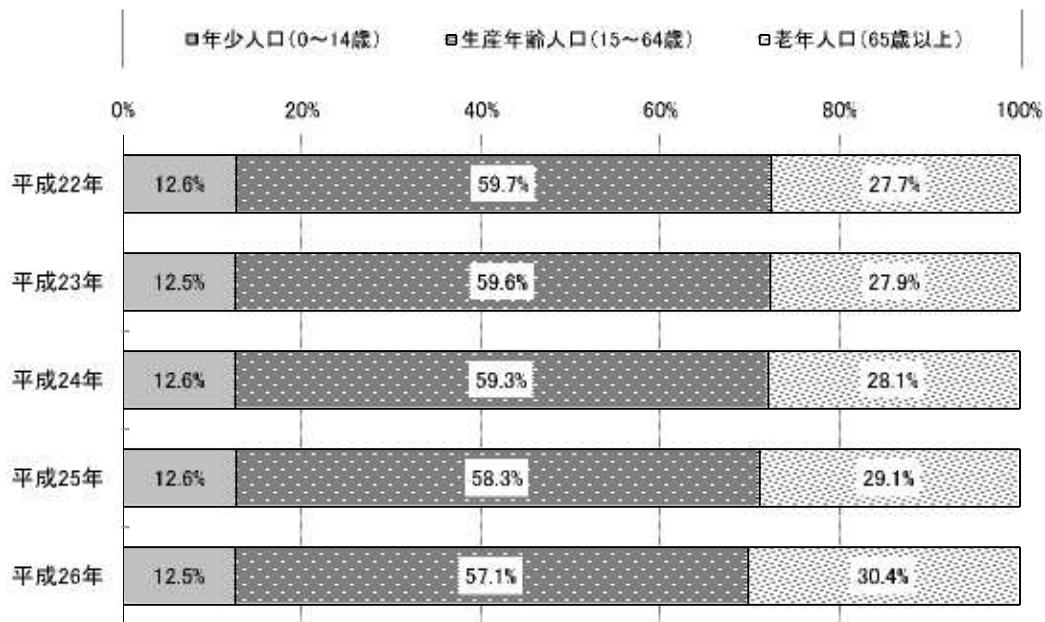
本市の人口は、平成22年の31,052人から平成26年の29,321人へと、緩やかな減少傾向を示しています。



## (3) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）の比率はほぼ横ばいの状態で推移していますが、老人人口（65歳以上）は平成22年以降増加しており、高齢化が進行していることがわかります。

【年齢3区分別人口割合の推移】

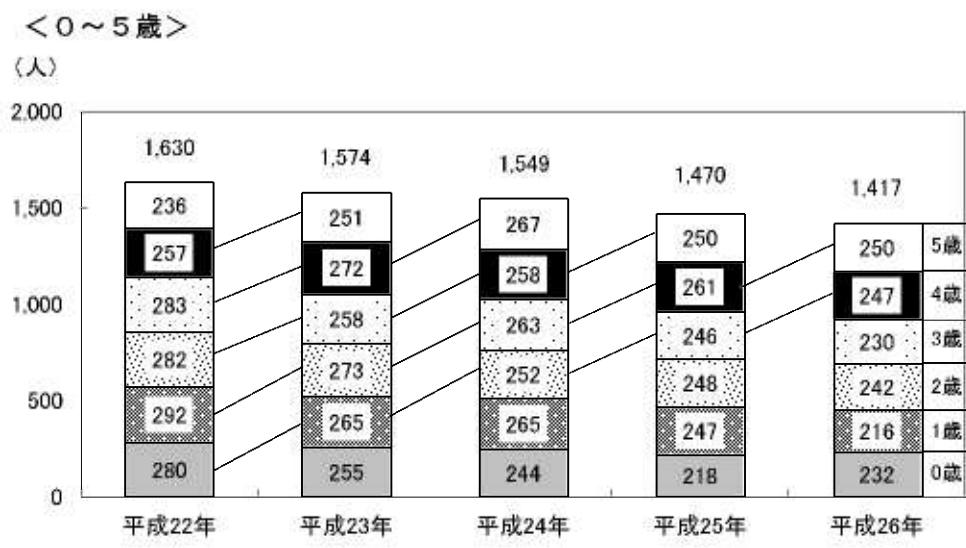


※資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

## (4) 児童人口の推移

本市の児童人口をみると、0～5歳までの就学前児童は平成22年以降減少しています。また、6～11歳までの児童人口はおおむね1,500人前後で推移しています。

【児童人口の推移】



※資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

**<6～11歳>**

(人)

年	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	合計
平成22年	251	276	245	287	244	227	1,530
平成23年	238	250	279	241	228	232	1,468
平成24年	247	240	279	243	238	254	1,483
平成25年	247	283	233	245	255	263	1,526
平成26年	235	246	245	252	263	244	1,485

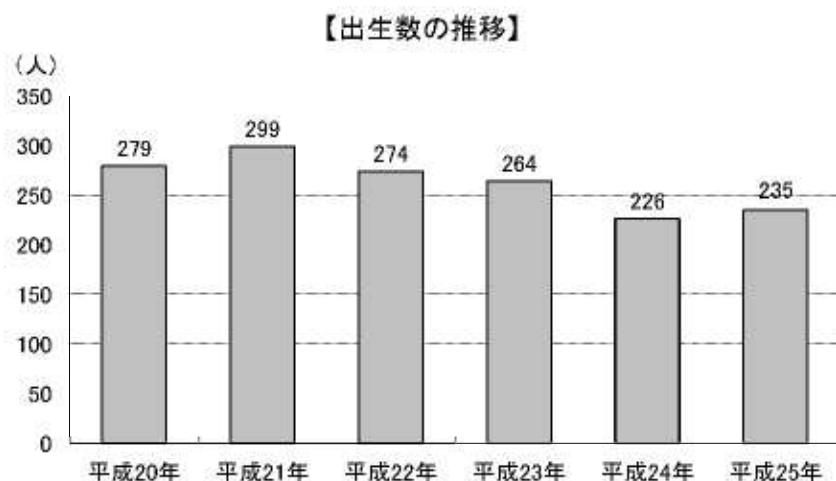
※資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

• 7 •

## 2. 出生の動向

### (1) 出生数の推移

本市の出生数の推移をみると、平成21年をピークに平成22年から減少を続けていましたが、平成25年には増加に転じており、235人となっています。

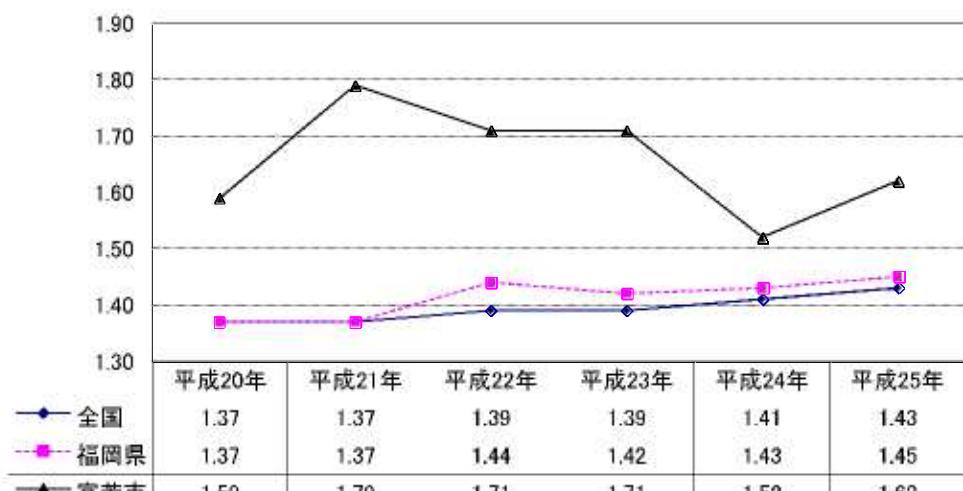


※資料：人口動態統計

### (2) 合計特殊出生率の推移

一人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数である合計特殊出生率は、国・県を上回って推移しており、平成25年では1.62となっています。

【合計特殊出生率の推移（国・県との比較）】

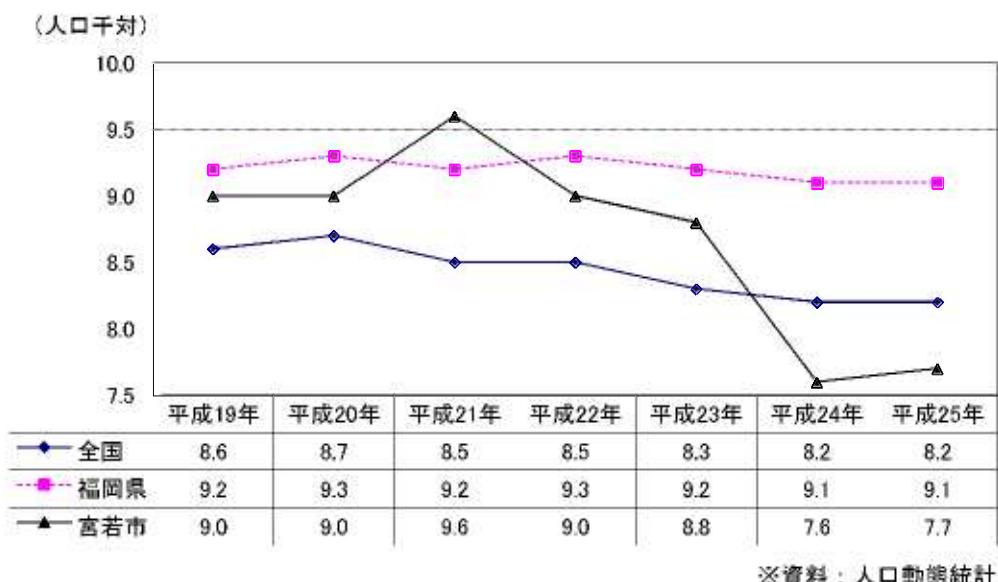


※資料：人口動態統計

## (3) 出生率・死亡率の推移

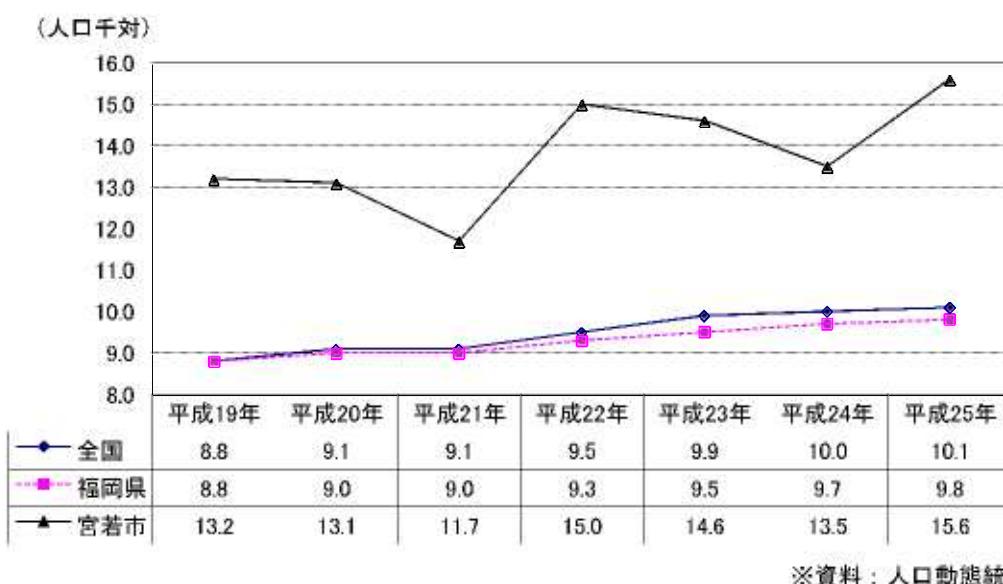
出生率は平成20年から平成21年にかけて上昇し、国・県を上回っていましたが、平成22年には減少に転じ、平成24年以降は国・県より低い水準で推移しています。また、死亡率は国・県を大幅に上回っています。

【出生率の推移（国・県との比較）】



※出生率（人口千比）：各年10月1日現在推計人口に対する割合（全国・県）

【死亡率の推移（国・県との比較）】

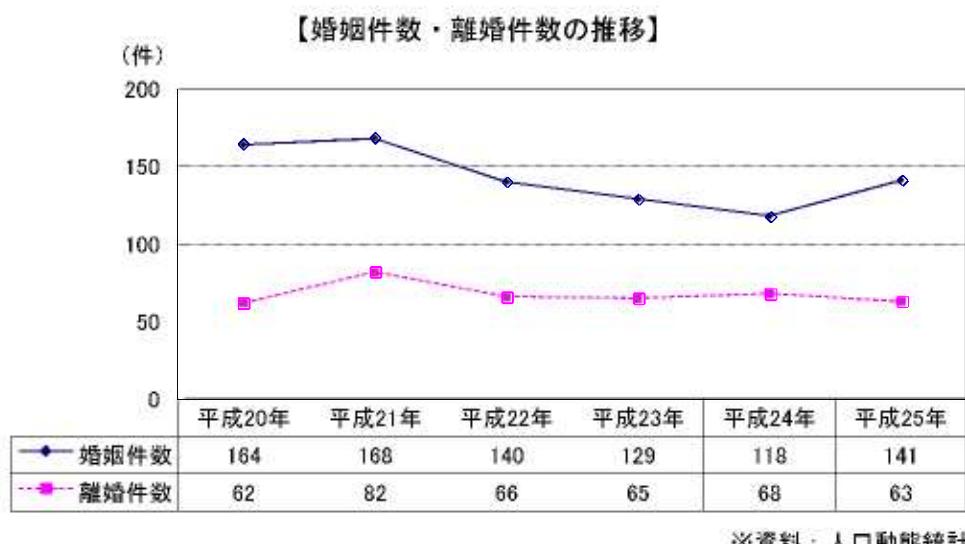


※死亡率（人口千比）：各年10月1日現在推計人口に対する割合（全国・県）

### 3. 婚姻の動向

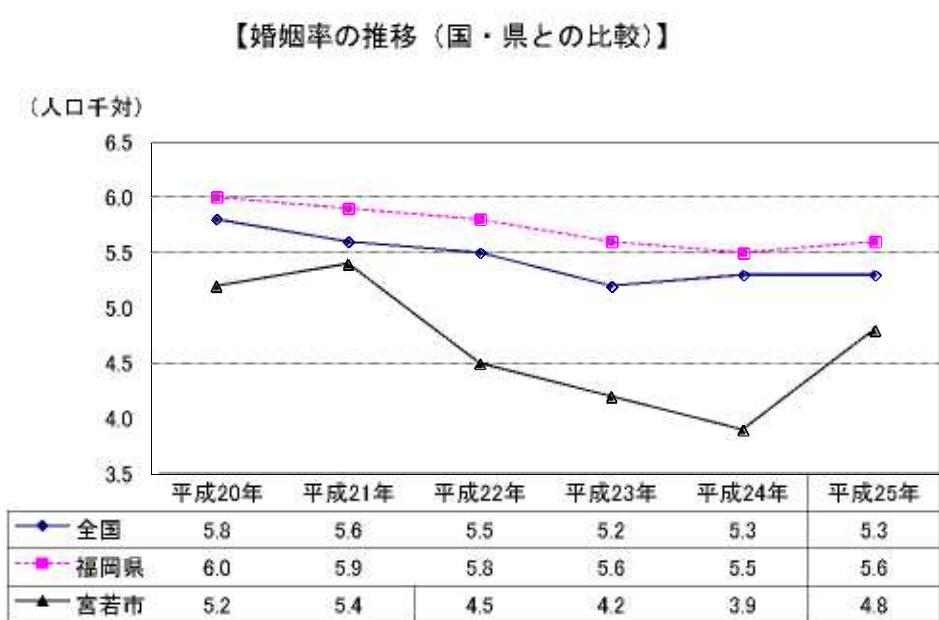
#### (1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成21年から年々減少していましたが、平成25年には増加に転じ、141件となっています。また、離婚件数は平成21年に82件でしたが、おおむね60~70件前後で増減を繰り返しています。



#### (2) 婚姻率の推移

婚姻率は平成21年から年々減少していましたが、平成25年には増加に転じ、4.8となっています。しかし、国・県より低い水準で推移しており、全国・県内でも特に婚姻率が低い地域であることがわかります。



## (3) 未婚率

平成22年現在の15歳以上の未婚率をみると、男性は30.9%、女性は20.2%となっており、男性の方が高くなっています。特に男性の35~49歳では県より5ポイント以上高く、女性の20~34歳では、県より5ポイント以上低くなっています。

15歳以上の未婚率の推移を県と比較すると、本市の未婚率は男女ともに県より低い水準で推移しており、男性の未婚率は上昇傾向にあります。女性の未婚率はほぼ横ばいで推移しています。

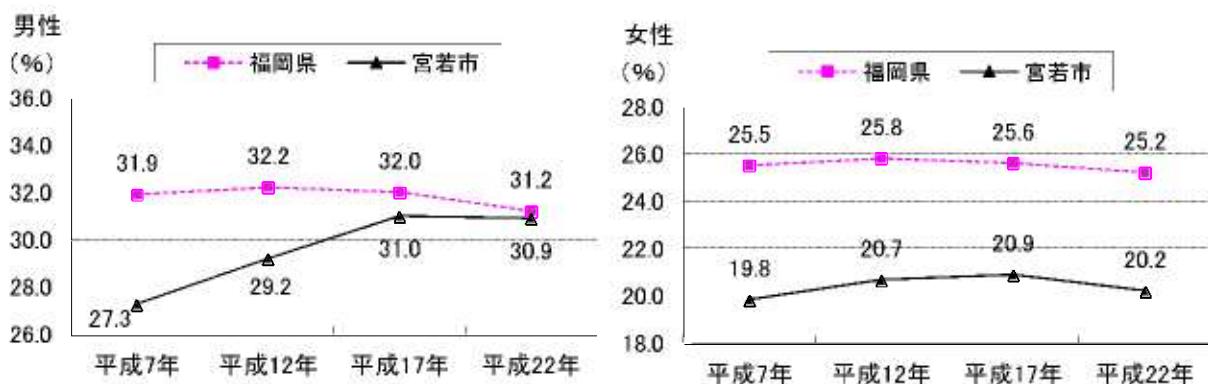
【性別年代別未婚率（男女15~49歳）】

(単位：人)

	男性			女性			福岡県 未婚率	
	宮若市		福岡県 未婚率	宮若市		福岡県 未婚率		
	総数	未婚実数		未婚率	総数	未婚実数		
15歳以上総数	12,022	3,719	30.9%	31.2%	14,247	2,874	20.2%	
15~19歳	656	652	99.4%	98.3%	615	610	99.2%	
20~24歳	693	618	89.2%	90.6%	691	573	82.9%	
25~29歳	911	563	61.8%	67.4%	839	417	49.7%	
30~34歳	871	405	46.5%	44.0%	850	264	31.1%	
35~39歳	900	362	40.2%	32.8%	818	223	27.3%	
40~44歳	639	210	32.9%	26.6%	691	134	19.4%	
45~49歳	712	214	30.1%	20.8%	829	126	15.2%	

※資料：平成22年国勢調査

【性別（男女15歳以上総数）未婚率の推移（県との比較）】



※資料：国勢調査

#### 4. 人口動態

##### (1) 人口動態の推移

平成21年度から25年度にかけての人口動態の推移をみると、本市の人口はいずれの年も減少しています。自然増減の死亡数が出生数を上回り、社会増減の転出が転入を上回っていることが総人口の減少の要因となっていることがわかります。

【人口動態の推移】

(単位：人)

		人口増減	自然増減		社会増減	
			出生	死亡	転入	転出
福岡県	平成21年度	6,145	46,419	44,900	290,544	285,918
	平成22年度	5,203	46,824	46,796	279,114	273,939
	平成23年度	8,340	47,083	48,539	280,248	270,452
	平成24年度	5,060	45,831	48,286	276,267	268,752
	平成25年度	5,344	46,147	50,112	282,365	273,056
宮若市	平成21年度	-166	293	371	1,205	1,293
	平成22年度	-367	293	428	1,032	1,264
	平成23年度	-588	236	438	973	1,359
	平成24年度	-321	255	409	991	1,158
	平成25年度	-300	238	441	1,062	1,159

※資料：年報「福岡県の人口と世帯」

##### (2) 昼夜間人口比率

平成22年現在の昼夜間人口比率は121.0%となっており、昼間は本市以外から通勤通学のため、人が集まって来ていることがわかります。

【昼夜間人口比率】

(単位：人)

	昼間人口（A）	常住人口（B）	昼夜間人口比（A／B）
福岡県	5,078,054	5,071,968	100.1
宮若市	36,384	30,081	121.0

※資料：平成22年国勢調査

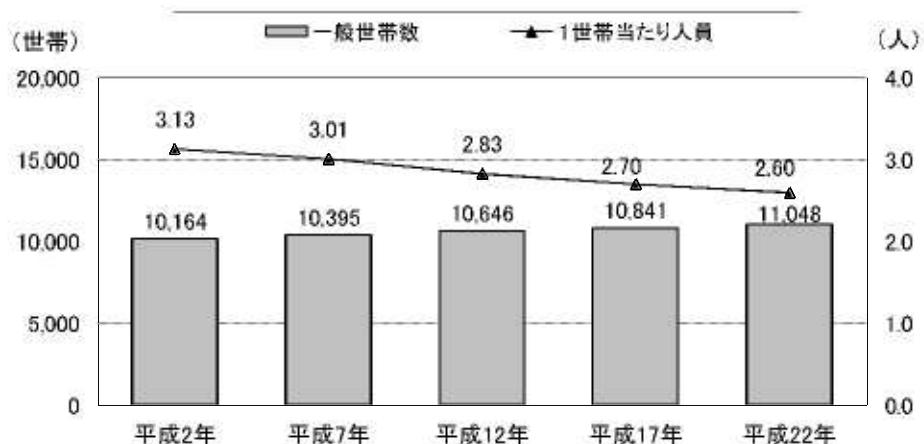
## 5. 世帯の動向

### (1) 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

一般世帯数は、平成2年から平成22年まで緩やかな増加傾向にあります。1世帯当たり人員は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

国・県では、一般世帯数は年々増加傾向にありますが、1世帯当たり人員は本市と同様に減少傾向にあることから、全国・県内においても核家族化の進行がうかがえます。

【一般世帯数・1世帯当たり人員の推移】



※資料：国勢調査

◇核家族：社会における家族の形態のひとつ。夫婦や親子だけで構成される家族のこと。

【一般世帯数・1世帯当たり人員の推移（国・県との比較）】

(単位：世帯、人)

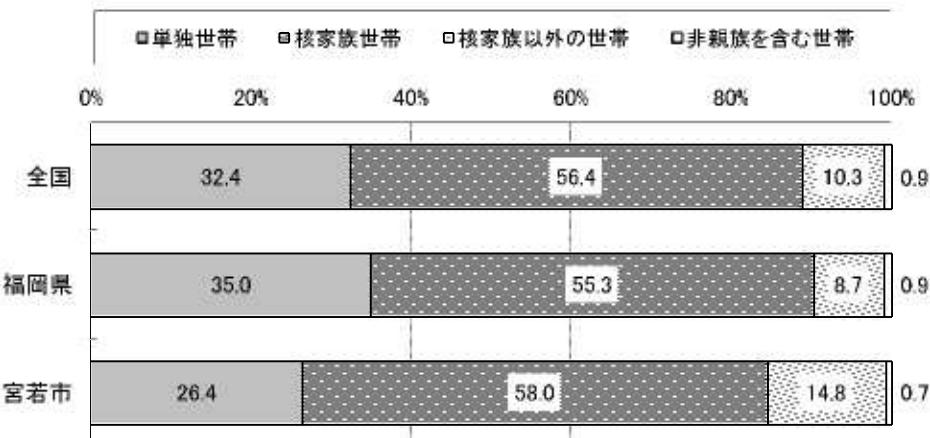
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
全 国	一般世帯数	40,670,475	43,899,923	46,782,383	49,062,530	51,842,307
	1世帯当たり人員	2.99	2.82	2.67	2.55	2.42
福岡県	一般世帯数	1,623,805	1,774,183	1,906,862	1,984,662	2,106,654
	1世帯当たり人員	2.89	2.72	2.57	2.47	2.35
宮若市	一般世帯数	10,164	10,395	10,646	10,841	11,048
	1世帯当たり人員	3.13	3.01	2.83	2.70	2.60

※資料：国勢調査

## (2) 世帯構成

平成22年現在の世帯構成を国・県と比較すると、本市は核家族世帯が58.0%と、国・県と同様に世帯構成の中で最も多くなっています。

【世帯構成（国・県との比較）】



※資料：平成22年国勢調査

※端数調整のため、割合の合計が100%にならない場合がある。

※世帯の家族類型「不詳」を除く。

- ◇単独世帯：世帯構造の一つの分類で、世帯員が一人だけの世帯。具体的には、未婚のほか、離婚・死別・子供の独立などにより、単身（ひとり）で暮らす人のこと。
- ◇核家族世帯：夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚の子どもから成る世帯（男親と未婚の子どもから成る世帯、女親と未婚の子どもから成る世帯も含む）。また、「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- ◇核家族以外の世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいる世帯で核家族でない世帯。
- ◇非親族を含む世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。

## (3) 18歳未満の児童のいる世帯数

本市の平成22年現在での一般世帯に占める18歳未満の児童のいる世帯数は2,569世帯となっており、その割合は国・県をわずかに上回っているものの、大きな違いはみられません。

【一般世帯における18歳未満の児童のいる世帯数（国・県との比較）】

(単位：人)

	一般世帯数（A）	18歳未満の児童のいる世帯数（B）	(B) / (A)
全國	51,842,307	11,989,891	23.1%
福岡県	2,106,654	478,778	22.7%
宮若市	11,048	2,569	23.3%

※資料：平成22年国勢調査

## (4) 1世帯当たりの人員数

本市の1世帯当たりの人員数をみると、福岡県内60市町村中第27位となっており、県平均2.33人と比較すると本市は2.62人で、1世帯当たりの人員がやや多い地域であることがわかります。

【1世帯当たりの人員数】 (単位:人)

順位	自治体名	人員数 (世帯)	順位	自治体名	人員数 (世帯)	順位	自治体名	人員数 (世帯)
1	大木町	3.11	22	みやこ町	2.69	43	宗像市	2.50
2	久山町	3.08	23	上毛町	2.68	直方市	2.47	
3	大刀洗町	3.06	24	福智町	2.66	太宰府市	2.47	
4	筑前町	3.02	25	大任町	2.64	嘉麻市	2.47	
5	みやま市	2.99	26	岡垣町	2.63	添田町	2.47	
6	うきは市	2.97	27	宮若市	2.62	行橋市	2.46	
7	八女市	2.96	28	古賀市	2.61	香春町	2.46	
8	柳川市	2.93		福津市	2.61	水卷町	2.40	
9	宇美町	2.90	30	遠賀町	2.60	糸田町	2.40	
	広川町	2.90	31	豊前市	2.59	大牟田市	2.39	
11	東峰村	2.89	32	筑紫野市	2.57	中間市	2.38	
12	筑後市	2.83		志免町	2.57	小竹町	2.38	
	朝倉市	2.83	34	桂川町	2.56	飯塚市	2.37	
14	大川市	2.82	35	春日市	2.55	田川市	2.33	
15	小郡市	2.80		粕屋町	2.55	57	川崎町	2.31
16	糸島市	2.78	37	芦屋町	2.54	58	北九州市	2.26
	須恵町	2.78		鞍手町	2.54	59	苅田町	2.25
18	那珂川町	2.75	39	大野城市	2.53	60	福岡市	2.03
	新宮町	2.75		吉富町	2.53			
	篠栗町	2.74		築上町	2.53			
21	赤村	2.70	42	久留米市	2.51			

※資料：人口移動調査（平成25年10月1日現在）

※一世帯当たりの人員数は人口移動調査の「人口／世帯数」で算出

※福岡県の人員数（世帯）は「2.33」、市部は「2.29」

## (5) 母子世帯、父子世帯

平成22年現在の本市の母子・父子世帯の割合を県と比較すると、父子世帯は県と同様に0.2%となっていますが、母子世帯は県を上回っており2.5%となっています。

【母子・父子世帯の状況（県との比較）】

(単位:世帯)

一般世帯数	母子世帯数				父子世帯数	
	実数		構成比		実数	
	福岡県	2,106,654	39,386	1.9%	3,643	0.2%
宮若市	11,048	277	2.5%	24	0.2%	

※資料：平成22年国勢調査

## 6. 就労状況

### (1) 男女別就業率

平成22年現在の男女別就業率は、国・県よりも低くなっています。全国・県内でも比較的就業率が低い地域であることがわかります。

【男女別就業率の状況（国・県との比較）】

(単位：人)

	男性			女性		
	総数	就業者数	就業率	総数	就業者数	就業率
全 国	53,154,614	34,089,629	64.1%	57,122,871	25,521,682	44.7%
福岡県	2,023,510	1,248,868	61.7%	2,327,798	1,013,854	43.6%
宮若市	12,022	7,072	58.8%	14,247	5,426	38.1%

※資料：平成22年国勢調査

## (2) 女性の年齢別就業率

平成22年現在の女性の年齢別就業率をみると、25歳～29歳の就業率が県と比較すると7.1ポイント低くなっていますが、20歳～24歳から45～49歳まで上昇傾向にあり、結婚・出産しても働き続ける女性と、子育てが一段落してから再就職する女性も多いことがわかります。



※資料：平成22年国勢調査

## 【女性の年齢別就業状況（県との比較）】

(単位：人)

	福岡県			宮若市		
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率
15歳以上総数	2,327,798	1,013,854	43.6	14,247	5,426	38.1
15～19歳	126,211	15,955	12.6	615	60	9.8
20～24歳	138,706	82,039	59.1	691	405	58.6
25～29歳	155,870	103,395	66.3	839	497	59.2
30～34歳	171,353	104,147	60.8	850	506	59.5
35～39歳	189,258	114,716	60.6	818	517	63.2
40～44歳	167,091	108,898	65.2	691	465	67.3
45～49歳	156,522	107,305	68.6	829	585	70.6
50～54歳	159,372	105,694	66.3	963	669	69.5
55～59歳	185,965	106,751	57.4	1,227	712	58.0
60～64歳	208,768	87,799	42.1	1,270	511	40.2
65歳以上	668,682	77,155	11.5	5,454	499	9.1

※資料：平成22年国勢調査

## 7. 児童関連施設の状況

### (1) 認可保育所の状況

本市の認可保育所は公立1箇所、私立2箇所となっています。

0~5歳児の入所対象児童数は平成22年度以降減少傾向にあり、入所児童数は平成22年度から年々増加していましたが、平成25年度には減少に転じています。

入所対象児童のうち保育所（園）を利用している児童の割合（利用率）は、平成25年度で23.4%となっています。

区分 (公立・私立)	名称	所在地	定員 (人)	開所時間 (延長含む)
公立	宮若市立第2保育所	磯光1610番地1	80	7:00~19:00
私立	宮田保育園	宮田124番地	150	7:00~19:30
私立	福丸保育園	福丸504番地	120	7:20~19:20
計			350	

※資料：子育て支援課（基準日 平成25年4月1日）

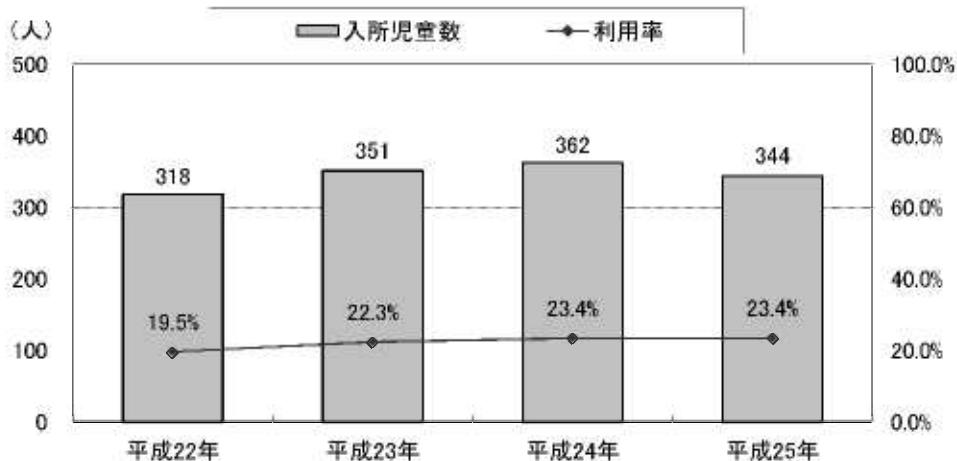
### 【認可保育所（園）の入所対象児童数、入所児童数などの推移】

（単位：箇所、人）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育所（園）数（箇所）	3	3	3	3
入所対象児童数（0~5歳） A	1,630	1,575	1,549	1,470
入所児童数（4月1日時点） B	318	351	362	344
利用率 (B/A)	19.5%	22.3%	23.4%	23.4%

※資料：子育て支援課（基準日 各年4月1日）

### 【認可保育所（園）の入所児童数、利用率の推移】



※資料：子育て支援課（基準日 各年4月1日）

## (2) 幼稚園の状況

本市の幼稚園は公立6箇所となっています。

入園対象児童数(3~5歳)、園児数ともに、平成22年度から年々増加傾向にありましたが、平成25年度には減少に転じています。

入園対象児童のうち幼稚園を利用している児童の割合(利用率)も平成22年度から増加傾向にあったものの、平成25年度には減少に転じています。

区分 (公立・私立)	名称	所在地	定員 (人)	開所時間
公立	宮田南幼稚園	宮田3461番地	70	8:30~14:30
公立	宮田北幼稚園	龍徳1464番地	70	8:30~14:30
公立	緑ヶ丘幼稚園	磯光1888番地6	70	8:30~14:30
公立	笠松幼稚園	下有木837番地	70	8:30~14:30
公立	若宮幼稚園	竹原5番地1	200	8:30~14:30
公立	吉川幼稚園	脇田395番地1	140	8:30~14:30
計			620	

※資料：学校教育課（基準日 平成25年5月1日）

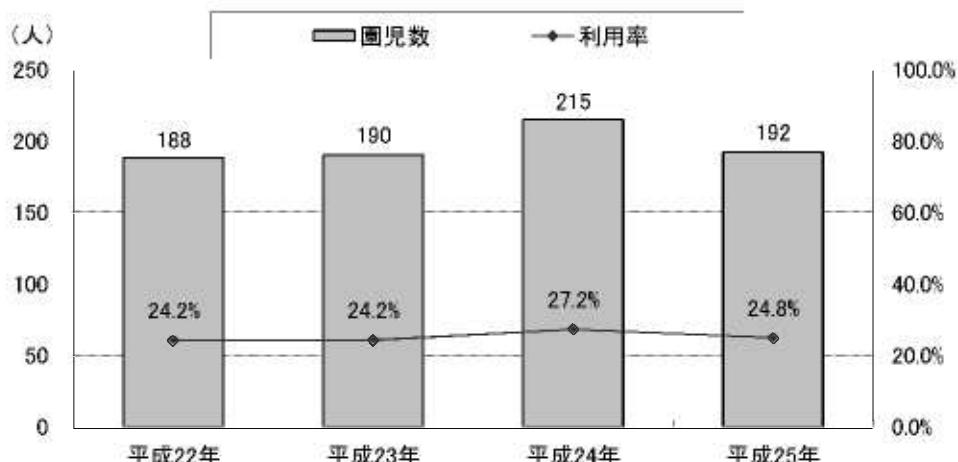
## 【幼稚園の入園対象児童数、園児数などの推移】

(単位：箇所、人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園数(箇所)	6	6	6	6
入園対象児童数(3~5歳) A	777	784	789	773
園児数(5月1日時点) B	188	190	215	192
利用率 (B/A)	24.2%	24.2%	27.2%	24.8%

※資料：学校教育課（基準日 各年5月1日）

## 【幼稚園の園児数、利用率の推移】



※資料：学校教育課（基準日 各年5月1日）

## (3) 認定こども園の状況

本市の認定こども園は公立1箇所となっています。

平成22年度から入園対象児童数(0~5歳)は減少傾向にありますが、園児数は年々増加傾向にあります。

区分 (公立・私立)	名称	所在地	定員 (人)	開所時間
公立	認定こども園さくら 幼稚園	磯光565番地 (すくすくルーム)	107	7:00~19:00 (延長含む)
		磯光551番地 (わくわくルーム)	30	8:30~14:30
計			137	

※資料：学校教育課・子育て支援課（基準日 平成25年4月1日）

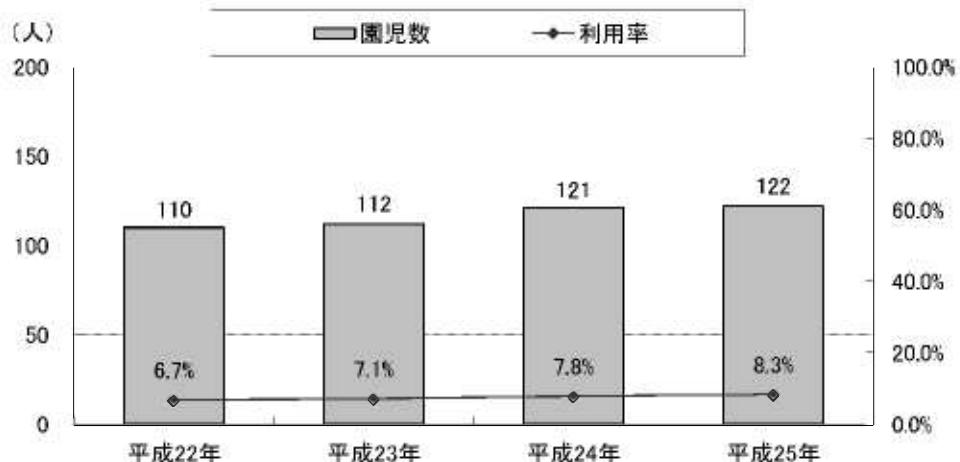
## 【認定こども園の入園対象児童数、園児数などの推移】

（単位：箇所、人）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
認定こども園数（箇所）	1	1	1	1
入園対象児童数（0~5歳） A	1,630	1,575	1,549	1,470
園児数（5月1日時点） B	110	112	121	122
幼稚園籍	20	20	26	26
保育所籍	90	92	95	96
利用率 (B/A)	6.7%	7.1%	7.8%	8.3%

※資料：学校教育課・子育て支援課（基準日 各年4月1日）

## 【認定こども園の園児数、利用率の推移】



※資料：学校教育課・子育て支援課（基準日 各年4月1日）

## (4) 学童保育所の状況

本市の学童保育所は、現在6箇所が設置されています。

入所対象児童のうち、学童保育所に登録している児童の割合（利用率）をみると、平成25年度では、低学年が20.5%、高学年が4.9%となっています。

区分 (公立・私立)	名称	所在地	定員 (人)	実施時間
公立	宮田南学童保育所	宮田南小学校内	40	[平日] 放課後～18:30 [土曜日・長期休暇] 8:00～18:30
公立	宮田北学童保育所	宮田北幼稚園内	40	
公立	宮田学童保育所	宮田小学校内	40	
公立	宮田東学童保育所	宮田東小学校敷地内	40	
公立	笠松学童保育所	笠松小学校内	20	
公立	若宮学童保育所	若宮小学校内	40	
計			220	

※資料：子育て支援課（基準日 平成25年5月1日）

## 【学童保育所の入所対象児童数、登録児童数などの推移】

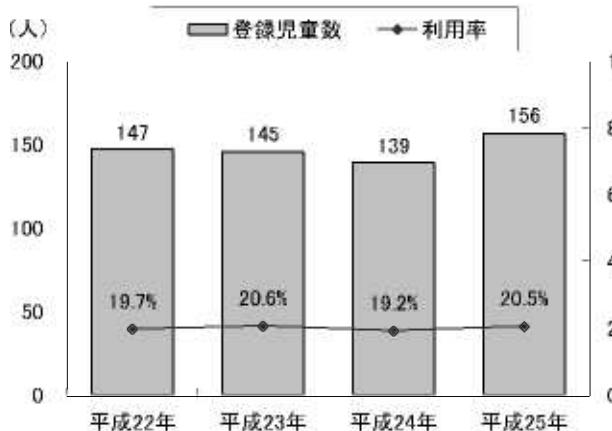
(単位：人、箇所)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数		6	6	6	6
低学年	入所対象児童数 A	746	703	725	760
	登録児童数 B	147	145	139	156
	利用率 (B/A)	19.7%	20.6%	19.2%	20.5%
高学年	入所対象児童数 A	773	762	759	761
	登録児童数 B	50	49	55	37
	利用率 (B/A)	6.5%	6.4%	7.2%	4.9%

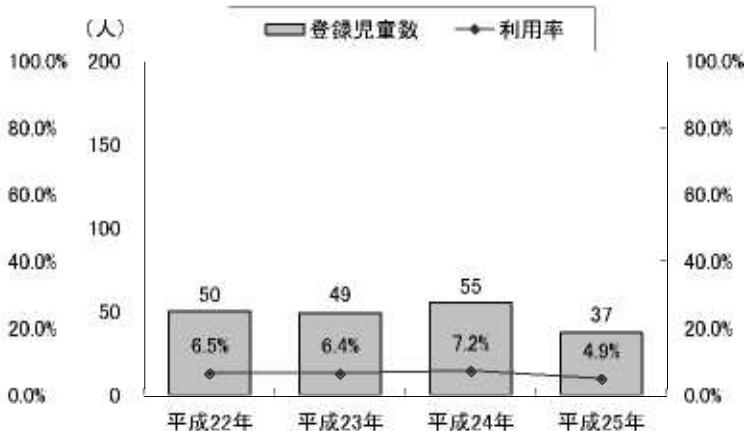
※資料：子育て支援課（基準日 各年5月1日）

## 【学童保育所の登録児童数、利用率の推移】

<低学年>



<高学年>



※資料：子育て支援課（基準日 各年5月1日）

## (5) 小学校・中学校の状況

本市の小学校は公立9校、中学校は公立2校となっています。

小学校、中学校の児童数・生徒数の推移をみると、小学校の児童数はおおむね1,500人前後で推移し、中学校の生徒数はおおむね750人前後で推移しています。

	区分 (公立・私立)	名称	所在地	学級数	在校児童(生徒)数 (人)
小学校	公立	宮田南小学校	宮田 3461番地	13	293
	公立	宮田北小学校	龍徳 1464番地	9	213
	公立	宮田東小学校	磯光 573番地	12	220
	公立	宮田小学校	磯光 1888番地6	11	230
	公立	笠松小学校	下有木 837番地	7	108
	公立	若宮小学校	福丸 304番地1	10	243
	公立	山口小学校	山口 2580番地	6	59
	公立	若宮西小学校	宮永 11番地1	5	43
	公立	吉川小学校	脇田 394番地1	7	75
計				80	1,484
中学校	公立	宮若東中学校	宮田 3410番地2	15	465
	公立	宮若西中学校	金丸 773番地1	12	295
	計			27	760

※資料：学級編成資料（基準日 平成26年5月1日）

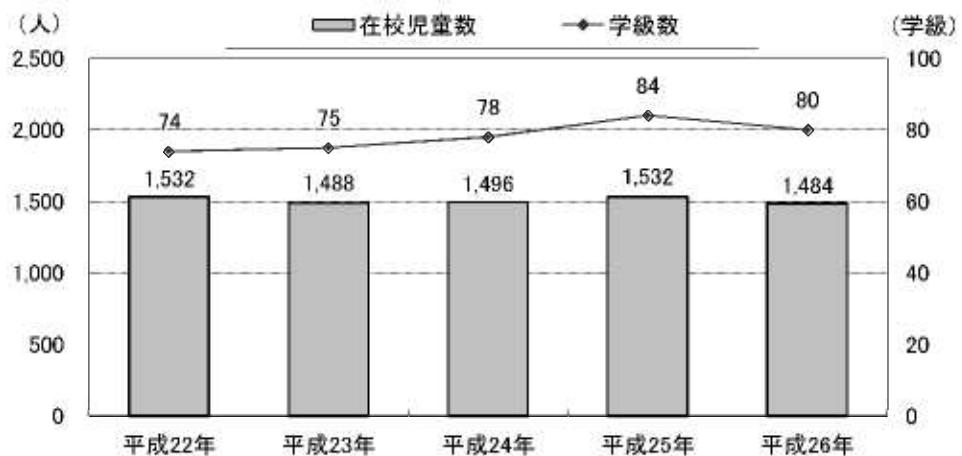
## 【小学校・中学校の児童数・生徒数、学級数などの推移】

(単位：人、学級)

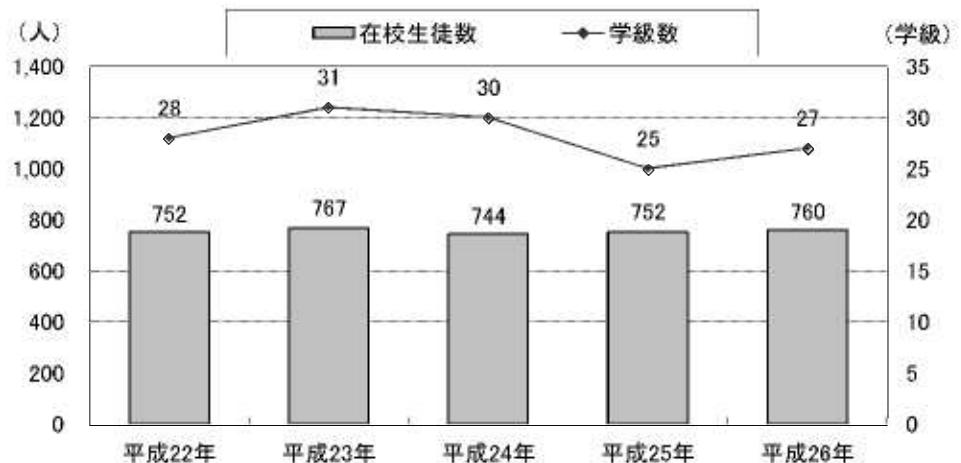
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校 (9校)	学級数	74	75	78	84	80
	特別支援学級	8	8	9	10	9
	児童数	1,532	1,488	1,496	1,532	1,484
中学校 (2校)	学級数	28	31	30	25	27
	特別支援学級	4	5	5	3	5
	生徒数	752	767	744	752	760

※資料：学級編成資料（基準日 各年5月1日）

## 【小学校の在校児童数、学級数の推移】



## 【中学校の在校生徒数、学級数の推移】



※資料：学級編成資料（基準日 各年5月1日）

※平成25年4月に市内中学校4校が再編され、2校となりました。

## 8. 子どもを取り巻く諸問題

### (1) 全国の児童相談所における相談件数の推移

平成24年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談件数は66,701件で、統計を取り始めた平成2年度を1とした場合の約61倍、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べても約6倍と、年々増加してきています。（平成24年度厚生労働省統計調査結果より）



※資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

### (2) 交通事故発生状況

本市の交通事故発生件数をみると、平成21年から200件前後で推移しており、平成25年は193件となっています。また、死傷者数は300人前後で増減を繰り返しており、平成25年は265人となっています。



※資料：福岡県警察「交通年鑑」

## (3) 刑法犯発生状況

本市の刑法犯発生状況をみると、平成25年においては、発生件数が200件を超えており、そのうち窃盗が全体の7割以上を占めています。

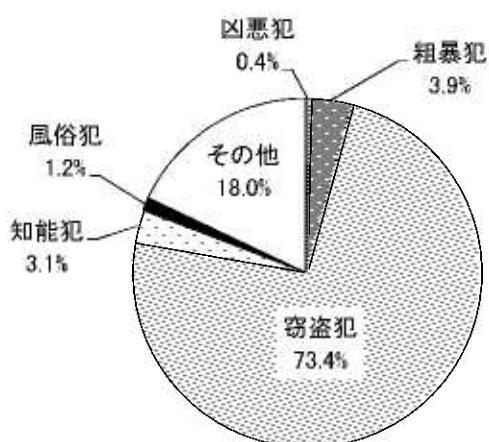
一方、福岡県の刑法犯少年の推移をみると、平成25年では4,040人となっており、前年に比べ764人、平成22年と比べると2,163人減少しています。

【宮若市刑法犯発生状況】

(単位：件)

刑法犯罪	
凶 惡 犯	1
粗 暴 犯	10
窃 盗 犯	188
知 能 犯	8
風 俗 犯	3
そ の 他	46
総 数	256

【刑法犯罪種別】



※資料：福岡県警察「福岡県刑法犯市区町村別認知件数」(平成25年)

※端数調整のため、割合の合計が100%にならない場合がある。

※凶悪犯：殺人、強盗、放火等

粗暴犯：障害、暴行、恐喝等

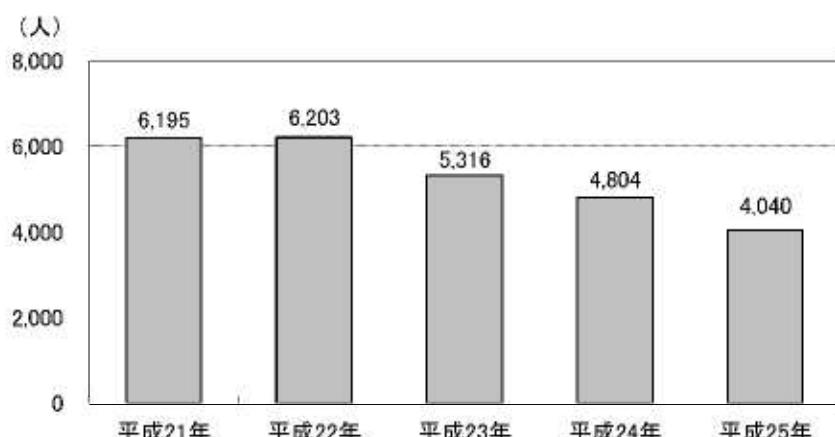
窃盗犯：盗み

知能犯：詐欺、横領、汚職等

風俗犯：賭博、わいせつ

その他：住居侵入等

【福岡県刑法犯少年の推移】



※資料：福岡県警察「少年非行統計」

## 第3章 計画の基本方針

### 1. 基本理念

本市ではこれまで、変化する社会情勢に合わせて、地域で子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て支援センター等を設置したり、子育てサロンを実施したりするなど、地域全体で子育てを見守り、支援する体制づくりを進めてきました。

本計画では、すべての子どもや子育て家庭を対象に一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを進めます。

そのため、次世代育成支援行動計画で掲げてきた『すべての子どもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち』という基本理念を継承し、子どもの権利を守り、一人ひとりが個性を持ち、笑顔ですくすくと育つことができる環境を整えます。

基本理念 → すべての子どもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち

### 2. 基本目標

#### 基本目標1 地域における子育ての支援【地域子育て支援】

ライフスタイルの変化、仕事と家庭の両立などにより、多様な保育サービスへのニーズが近年高まっています。必要なサービスが必要な時に受けられるよう、地域における様々な子育て支援サービスと情報提供の充実を図ります。また、子育て家庭を地域全体で見守るための子育て支援センターの充実、子育て親子の交流の場の充実を図ります。

#### 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【保健】

心身ともに健康で生活することは、すべての人が持っている当然の権利であり、すべての事象の原点となり、それ自体、何にも換えることなどできない重要な視点です。

妊婦健康診査や乳幼児全戸訪問等、国や県の規定に従い、保健、医療、福祉等各分野で連携して、親と子の健康の確保と増進に努めます。

#### 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】

核家族化や地域におけるつながりの希薄化などを背景として、児童虐待の増加やいじめ、不登校といった子どもを取り巻く環境の問題が深刻化しています。

本市では、子どもたちが次代を担う社会の一員として成長できるよう、学校・家庭・地域における教育環境の整備に努め、子どもの「生きる力」を育むために学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進します。

**基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備【生活環境】**

子どもを安心して産み育てることができるよう、身近な公園やベビーカーでも利用しやすい道路や施設整備など、バリアフリーのまちづくりを進めます。

**基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進【仕事と家庭の両立支援】**

女性の社会進出が進み、結婚・出産しても働き続ける女性の姿が多くみられます。仕事と子育ての両立を推進するための様々なサービスの充実に努めるとともに、市内事業所に特定事業主行動計画の策定を促し、母親が働きやすい環境づくりを進めます。

**基本目標6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進【ライフステージに応じた支援】**

多様な働き方や生き方に合わせて、子育て等に係る必要な支援を受けることができるとともに、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点に立った取り組みを進めていきます。

**基本目標7 子ども等の安全の確保【安全対策】**

本市では、自治会、老人会、PTA、地元企業などの団体と連携を図りながら、子どもたちの登下校時の見守り活動などを行い、安全の確保に努めます。

**基本目標8 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進【要保護児童対策】**

細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、障がい児に対する福祉サービスなどを充実します。

また、虐待等の個別ケース事例が年々増加傾向にあり、内容も多岐にわたるため、迅速かつ適切な対応をするために、家庭児童相談員による相談支援のさらなる充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会にて関係機関との連携を図り、適切な支援を行います。

## 第4章 子ども・子育て支援事業計画

### 1. 教育・保育提供区域の設定

本市における教育・保育の提供区域は、市内全体を1圏域に設定します。

#### 【圏域設定に対する国の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

## 2. 幼児期の学校教育・保育に係る量の見込みと確保の方策

### (1) 教育・保育施設

#### 【事業内容】

- ・就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援新制度において、1～3号の認定に基づく給付となりました。
- ・量の見込みと確保の方策は、1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は学校教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳と1・2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。
- ・平成25年度現在、市内には保育所（園）が3箇所、幼稚園が6箇所、認定こども園が1箇所、届出保育施設（事業所内保育）が2箇所あります。
- ・平成24年より幼稚園1箇所で3歳児保育を実施しています。

#### ○教育施設

(単位：人)

施設名	定員	備考
宮田南幼稚園	70	
宮田北幼稚園	70	
緑ヶ丘幼稚園	(70)	平成27年4月 休園予定
笠松幼稚園	70	
若宮幼稚園	200	3歳児保育実施
吉川幼稚園	(140)	平成27年4月 休園予定
認定こども園 さくら幼稚園	30	幼稚園籍のみ計上
合計	440	緑ヶ丘幼稚園、吉川幼稚園含まず

#### ○保育施設

(単位：人)

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
第2保育所	9	20	20	20	20	20	109
認定こども園 さくら幼稚園	8	18	24	20	25	25	120
宮田保育園（私立）	12	24	30	30	32	32	160
福丸保育園（私立）	10	20	20	20	25	25	120
なないろ保育園（私立・新設）	9	12	12	19	19	19	90
合計	48	94	106	109	121	121	599

※なないろ保育園は、平成27年4月に定員90人で開園予定。

宮田保育園は、平成27年度中に定員150人から定員160人へ増員予定。

※設備基準（面積）で入所可能人数を算出しているため定員とは一致していない。

## 【量の見込みの算出方法について】

平成27年度以降の「①量の見込み」については、ニーズ調査の結果をもとに国が示した手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を考慮しながら、一部補正を行って算出しています。

## ①1号認定

3~5歳児（保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分）

(単位：人)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	218	226	210	212	204	202
②確保の内容	650	555	555	555	555	555
市内	650	440	440	440	440	440
他市町村委託	—	115	115	115	115	115
過不足 (②-①)	432	329	345	343	351	353
量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、小学校の再編について整備計画を策定中のため、幼稚園の定員は変わる可能性があります。</li> <li>・公立幼稚園4箇所(平成27年度より2園休園)、公立認定こども園1箇所。3歳児保育は1箇所のみ。</li> <li>・他市町村委託内訳 直方市50人 鞍手町65人</li> </ul>					

※「①量の見込み」の平成25年度(実績)には、市外の幼稚園利用者は含んでいませんが、平成27年度以降は、市外の幼稚園利用者も含んだ人数となっています。

## ②2号認定

3~5歳児（保育の必要性があるが、学校教育利用希望が高いもの、それ以外の保育所の利用希望が高いもの）

(単位：人)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	339	419	389	394	379	376
学校教育利用想定	—	120	111	113	108	107
保育所利用想定	339	299	278	281	271	269
②確保の内容	336	401	398	398	398	398
市内	281	351	351	351	351	351
他市町村委託	55	50	47	47	47	47
過不足 (②-①)	△3	△18	9	4	19	22
量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行通り実施していきます。</li> <li>・公立幼稚園4箇所(H27年度より2園休園)、公立認定こども園1箇所、公立保育所1箇所、私立保育園2箇所に加え、平成27年度は私立保育園1箇所が開設予定です。既存の私立保育園が定員を10人増員します。</li> <li>・他市町村委託内訳 鎌塚市3人(平成27年のみ) 直方市40人 鞍手町5人 福智町2人</li> </ul>					

## ③3号認定

0歳児（保育の必要性あり）

(単位：人)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	22	61	61	59	58	57
②確保の内容	20	57	57	57	57	57
市内	19	48	48	48	48	48
他市町村委託	1	9	9	9	9	9
過不足 (②-①)	△2	△4	△4	△2	△1	0
量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズが高くなっている状況です。ニーズに対応した供給体制を整えます。</li> <li>・公立保育所1箇所、私立保育園2箇所、公立認定こども園1箇所に加え、平成27年度は私立保育園1箇所が開設予定です。</li> <li>・不足分については、定員の弾力化での受け入れを予定しています。</li> <li>・他市町村委託内訳　直方市6人　鞍手町2人　福智町1人</li> </ul>					

1～2歳児（保育の必要性あり）

(単位：人)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	180	216	215	212	208	204
②確保の内容	175	227	226	226	226	226
市内	141	200	200	200	200	200
他市町村委託	34	27	26	26	26	26
過不足 (②-①)	△5	11	11	14	18	22
量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズが高くなっている状況です。ニーズに対応した供給体制を整えます。</li> <li>・公立保育所1箇所、私立保育園2箇所、公立認定こども園1箇所に加え、平成27年度は私立保育園1箇所が開設予定です。</li> <li>・他市町村委託内訳　飯塚市1人(平成27年のみ)　直方市20人 鞍手町5人　福智町1人</li> </ul>					

◆保育利用率の目標値

(単位：人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
3歳未満児人口(A)	690	687	674	661	646
保育利用者(B)	277	276	271	266	261
保育利用率(B/A)	40.1%	40.2%	40.2%	40.2%	40.4%

### 3. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

#### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

- ・保護者の就労形態の変化等に伴う保育ニーズの多様化への対応のため、認可保育所において通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。
- ・平成25年度現在、全3保育所（園）、認定こども園1箇所にて実施しています。
- ・平成27年度創設の保育園1箇所でも延長保育を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	78	171	164	163	159	156
②確保の内容	78	171	164	163	159	156
過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0
量の確保方策	・2号、3号の認定者の増加と連動して利用者の増加が見込まれます。ニーズに対応した供給体制を整えます。					

※「①量の見込み」の平成25年度(実績)は、市内の私立保育園及び市外の保育所利用者は含んでいませんが、平成27年度以降は、すべての保育所（園）利用者的人数となっています。

## (2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

## 【事業内容】

- 保護者の勤務等の都合により、専門家庭に保護者がいない児童を対象に、放課後に小学校等の空教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。
- 平成25年度現在、6箇所で実施しています。運営については、宮若市社会福祉協議会に委託しています。

(単位：人)

学童名	定員	備考
宮田南学童保育所	40	平成27年度5人増、平成29年度5人増
宮田北学童保育所	40	平成27年度5人増、平成29年度5人増
宮田学童保育所	40	平成27年度5人増、平成29年度5人増
宮田東学童保育所	40	平成27年度5人増、平成29年度5人増
笠松学童保育所	20	平成27年度5人増、平成29年度5人増
若宮学童保育所	40	平成27年度5人増、平成28年度40人増
合計	220	

## 【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	193	338	339	323	319	305
②確保の内容	220	250	290	315	315	315
過不足(②-①)	27	△88	△49	△8	△4	10
量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズが高くなっている状況です。長期休暇中のみの利用など様々なニーズに対応した供給体制を検討していきます。</li> <li>平成27年度以降は児童福祉法の改正により、対象学年が6年生までになりますが、本市においては、受け入れ体制が整ったところから順次6年生までの受け入れを開始することとしており、各クラブ室の拡張に向けて協議を行っていきます。</li> <li>平成27年度にすべての学童で5人増、平成28年度に若宮学童40人増、平成29年度に若宮学童以外で5人増を目標にして協議を行う予定です。</li> </ul>					

※「①量の見込み」の平成25年度(実績)は、基本的に低学年を中心に受け入れていますが、平成27年度以降は、6年生までを対象とすることから、そのニーズを見込み数に反映しています。

## (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

## 【事業内容】

- 保護者の疾病等の理由により子どもの養育が困難になった場合に、一定期間（一週間程度）児童福祉施設等において児童を預かる事業です。
- 平成25年度現在、市外2箇所の施設に委託し実施しています。

施設名	所在地	対象
鞍手乳児院	鞍手町大字新延448-11	2歳未満
児童養護施設 報恩母の家	岡垣町海老津3丁目8-1	2歳～18歳未満

## 【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	10	10	10	10	10	10
過不足（②-①）	10	10	10	10	10	10
量の確保方策	・平成25年度の利用及び平成27年度以降の量の見込みは算出されていませんが、緊急時に対応できるように現行通り実施していきます。					

※人日=利用意向率×利用意向日数

## (4) 地域子育て支援拠点事業

## 【事業内容】

- ・子育て不安に対する相談や援助の実施、親子の交流の場の提供、講習会等の実施など、地域の子育て家庭への支援拠点となる取り組みを実施しています。
- ・平成25年度現在、3箇所で実施しています。

施設名	開催場所	開設年月
子育て支援センターさくらんぼ	さくら幼稚園内	平成21年4月
子育て支援センターたんぽぽ	図書館リコリス内	平成24年5月
子育て支援センターたけんこ	若宮幼稚園内	平成25年4月

## 【量の見込みと確保の内容】

(単位：人回)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	4,578	3,252	3,238	3,177	3,115	3,045
②確保の内容	4,578	3,252	3,238	3,177	3,115	3,045
過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0
量の確保方策	・現行通り実施していきます。 ・子育て支援センターのひろば利用については特に定員を設けていません。 ・ニーズに対応した供給体制を整えます。					

※人回=利用意向率×利用意向回数

## (5) 一時預かり事業

## 【事業内容】

- 普段、家庭において就学前児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に一時的に保育を行います。
- 量の見込みは、「一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）」と「一時預かり事業（その他）」に分けて算出することとされています。

## 1) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）

## 【事業内容】

- 幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。
- 預かり保育は、平成25年度現在、幼稚園1箇所、認定こども園1箇所で実施しています。

施設名	備考
若宮幼稚園	預かり保育は週1回限度
さくら幼稚園（宮田東幼稚園）	預かり保育は週1回限度

## 【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	27	21,279	19,764	19,981	19,239	19,083
1号認定による利用	—	1,145	1,064	1,076	1,036	1,027
2号認定による利用	—	20,134	18,700	18,905	18,203	18,056
②確保の内容	27	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
過不足(②-①)	0	△1,779	△264	△481	261	417
量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズが高くなっている状況です。</li> <li>市外私立幼稚園の預かり保育制度によって、預かり保育のニーズを確保します。</li> <li>公立幼稚園の預かり保育を拡充する予定は現在のところありませんが、今後、利用者からのニーズに応じて対応を検討していきます。</li> </ul> <p>(確保の内容：算出根拠)</p> <p>公立幼稚園：25人（1日あたり）×4週間×11ヶ月＝1,100人日      私立幼稚園（市外）：80人（1日あたり）×230日＝18,400人日      計 19,500人日</p>					

※「①量の見込み」の平成25年度（実績）は、市内の公立幼稚園のみの実績値で市外の幼稚園利用者は含んでいませんが、平成27年度以降は、すべての幼稚園利用者の人数となっています。

## 2) 一時預かり事業（その他）

## 【事業内容】

- 就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かり、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）での一時預かり、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）などによる一時預かり事業です。
- 保育所等での一時預かりは、平成26年度現在、市内の保育所1箇所、支援センター2箇所で実施しています。

## ○一時預かり事業

(単位：人)

施設名	定員	備考
第2保育所	5	
子育て支援センターさくらんぼ	5	
子育て支援センターたけんこ	5	半日のみの預かり

## ○子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

施設名	所在地	対象
鞍手乳児院	鞍手町大字新延448-11	2歳未満
児童養護施設 報恩母の家	岡垣町海老津3丁目8-1	2歳～18歳未満

## 【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,121	7,661	7,410	7,360	7,164	7,044
②確保の内容	1,131	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160
一時預かり事業（在園児対象型を除く）	1,121	5,150	5,150	5,150	5,150	5,150
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	—	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	10	10	10	10	10	10
過不足（②-①）	10	△2,501	△2,250	△2,200	△2,004	△1,884
量の確保方策	<p>ニーズが高くなっている状況です。ニーズに対応した供給体制を整えます。</p> <p>（確保の内容 算出根拠：一時預かり事業）</p> <p>第2保育所：5人（1日あたり）×293日=1,465人 さくらんぼ：5人（1日あたり）×293日=1,465人 たけんこ：10人（1日あたり）×222日=2,220人</p> <p>計 5,150人</p> <p>平成25年のニーズ調査時は、待機児童が発生していたため、平成27年度以降の量の見込みが多く算出されていると推測されます。平成27年の保育所の新規開設、定員増により、一時預かりの量の見込みは減少すると見込まれます。</p>					

## (6) 病児保育事業

## 【事業内容】

- ・保護者の就労等の理由により、子どもが病気の際、自宅での保育が困難な場合に、保育所、病院等において保育する事業です。
- ・平成25年度現在、未実施となっています。

## 【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	0	492	473	471	458	451
②確保の内容	0	0	0	0	0	451
過不足 (②-①)	0	△492	△473	△471	△458	0
量の確保方策	・近隣市町村と連携し、早期実施に向けて調整を進めます。					

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）[就学児]

## 【事業内容】

- ・子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、子育てについての助け合いを行う事業です。
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の量の見込みについては、就学前児童（0～5歳）分は、前述の「一時預かり事業」として見込み、就学児（6～11歳）分は別途見込むこととされていることから、ここでは「就学児分」を整理しています。
- ・市内にファミリー・サポート・センターはありません。

## 【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	0	79	79	76	75	72
②確保の内容	0	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)	0	△79	△79	△76	△75	△72
量の確保方策	・実施の予定はありませんが、他施策での対応が可能かどうか検討します。					

## (8) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新設】

## 【事業内容】

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後は、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

## (9) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新設】

## 【事業内容】

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。今後は、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

## (10) 利用者支援事業【新設】

## 【事業内容】

- 子どもや保護者が、教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業等の子育てサービスの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談対応等の支援を行う事業です。

## 【量の見込みと確保の内容】

(単位：箇所)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	一	一	一	一	一	一
②確保の内容	0	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)	一	一	一	一	一	一
量の確保方策	・市役所窓口及び子育て支援センターで対応可能であるため、実施予定はありません。					

※新設の事業であるため、ニーズ調査では意向を聴取していません。

## (11) 妊婦健康診査

## 【事業内容】

- 本市に住所を有する妊婦を対象に、妊婦健康診査補助券を交付し、母子の妊娠経過などの確認のため、受診について勧奨しています。
- 妊娠期間中 14 回分の健診費用の助成を行い、妊婦健診の受診を促進しています。

## 【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	384	390	390	390	390	390
②確保の内容	384	390	390	390	390	390
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0	0
量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行通り実施していきます。</li> <li>・ニーズに対してはすべて対応していきます。</li> </ul>					

## (12) 乳児家庭全戸訪問事業

## 【事業内容】

- 子育ての孤立化を防ぎ、居宅にて様々な不安や悩みを聞き、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を行うために、生後 4 ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師・看護師等が訪問します。

## 【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	230	250	250	250	250	250
②確保の内容	230	250	250	250	250	250
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0	0
量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行通り実施していきます。</li> <li>・ニーズに対してはすべて対応していきます。</li> </ul>					

## (13) 養育支援訪問事業

## 【事業内容】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行う事業です。

## 【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	平成 25年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	50	50	50	50	50	50
②確保の内容	20	50	50	50	50	50
過不足 (②-①)	△30	0	0	0	0	0
量の確保方策	・平成27年度より本格的に実施をします。 ・ニーズに対してはすべて対応していきます。					

## 4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策

### (1) 認定こども園の普及に係る考え方

平成21年に幼稚園就園児の減少、保育所入所児童の増加に対応するために、モデル事業として幼保連携型認定こども園を設立することとなりました。

保護者の就労の形態、状況の変化に左右されることなく、施設を利用できることや適切な規模の子どもの集団を保ち、子どもの育ちの場を確保できることにおいて評価を得ています。

また、ニーズ調査においても、利用したいサービス種類の上位にランクされていることから、認定こども園の継続運営は必要だと思われますが、施設の老朽化の問題があり、今後の運営を見直す必要があります。

### (2) 質の高い教育・保育や子育て支援等の推進

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行います。また、保護者の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなどの子育て支援を行います。

### (3) 保幼小連携の取り組みの推進

近年の少子化傾向の影響を受け、コミュニケーション能力の不足や人とのかかわりが消極的な子どもが少なくない状況が見られます。これらは、地域の同世代の仲間とかかわる体験やもまれながら社会性を育むという経験が少なくなっていることが考えられます。一人ひとりの幼児の育ちを大切にしながら、主体的にたくましく生活していく幼児を育てることを柱に掲げ、小学校へともに進学する幼稚園児、保育所児の教育・保育を通して、保幼小の段差をなめらかにしていく取り組みを大切にしています。

## 第5章 推進体制

### 1. 計画の周知

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、市民全員のそれぞれの立場における取り組みを示すものです。

### 2. 関係機関との連携・協働

基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

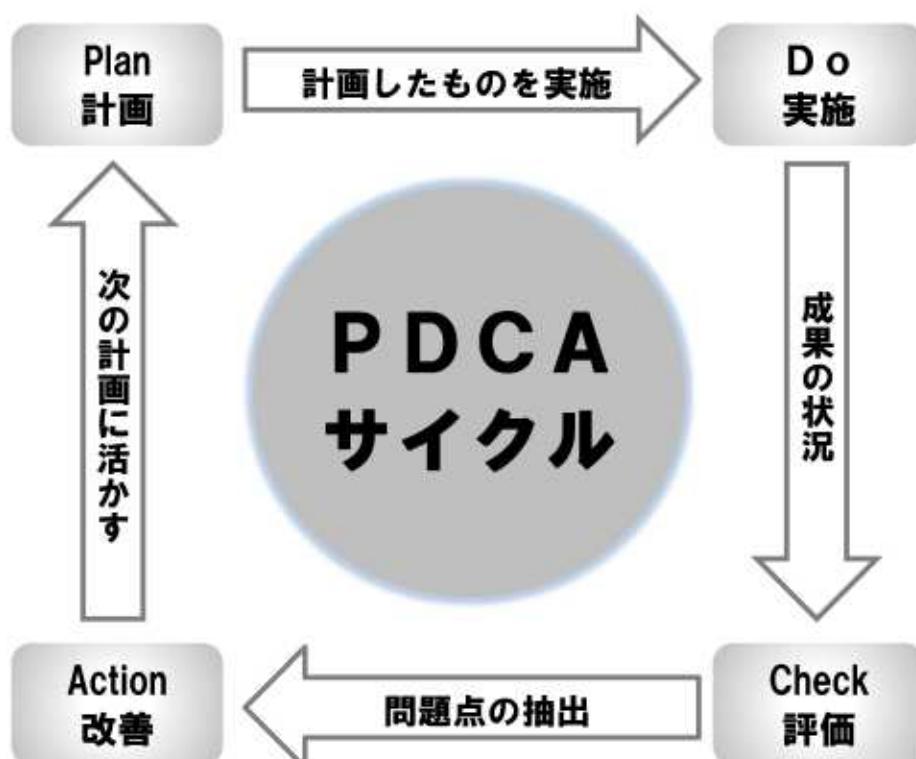
関係者それぞれが適切に役割をはたしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制を整えていきます。

### 3. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、宮若市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況を点検・評価します。

事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点にたち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して、「量の見込み」や「確保策」などに大きな乖離がみられる場合には、中間年度（平成29年度）を目安として計画の見直しを検討します。



## 資料編

## 1. ニーズ調査概要

## (1) 調査の目的

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定するために、教育・保育・子育て支援の現状を把握するとともに、子育て支援のニーズを把握し、教育・保育の事業量の見込みの検討を行うために実施した。

## (2) 調査設計

調査概要	
調査対象地域	宮若市全域
調査対象	宮若市に居住する就学前児童（その家庭） 1,129件
調査方法	郵送配布－郵送回収
調査期間	平成25年11月12日（火）～11月28日（木）
回収結果	回収票 517件（有効回収率 45.8%）

## (3) 調査結果の見方

- ◆回答は、原則として各質問の調査数を基準（n）とした百分率（%）で表し、小数第2位を四捨五入している。このため、百分率の合計が100%にならない場合がある。また、2つ以上の回答ができる複数回答の質問では、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- ◆本文又は図表中の回答選択肢については、コンピュータ入力の都合上、省略して表記している場合がある。

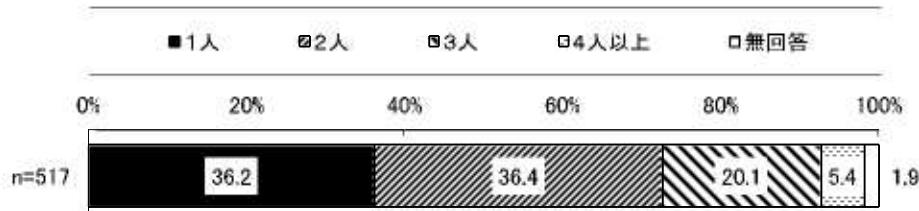
## 【資料編】

### (4) 調査結果

#### 世帯の子どもの数

世帯のすべての子どもの数は、「2人」(36.4%)が最も多く、これに「1人」(36.2%)、「3人」(20.1%)、「4人以上」(5.4%)が続いている。

【世帯の子どもの数】(単数回答)



#### 子育てを主に行っている方

子育てを主に行っているのは、「父母ともに」(53.2%)との回答が過半数を占めており、次いで「主に母親」が41.4%を占めている。以下、「主に祖父母」(2.3%)、「その他」(1.9%)が続いている。

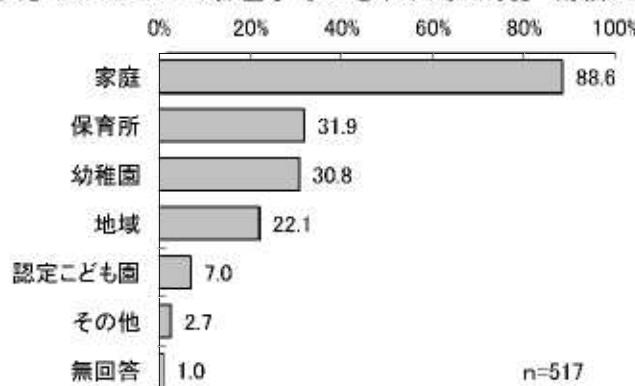
【子育てを主に行っている方】(単数回答)



#### 子育てにもっとも影響すると思われる環境

子育てにもっとも影響すると考えられる環境では、「家庭」との回答が最も多く88.6%を占め、次いで「保育所」(31.9%)、「幼稚園」(30.8%)が続いており、「地域」は22.1%、「認定こども園」は7.0%であった。

【子育てにもっとも影響すると思われる環境】(複数回答)

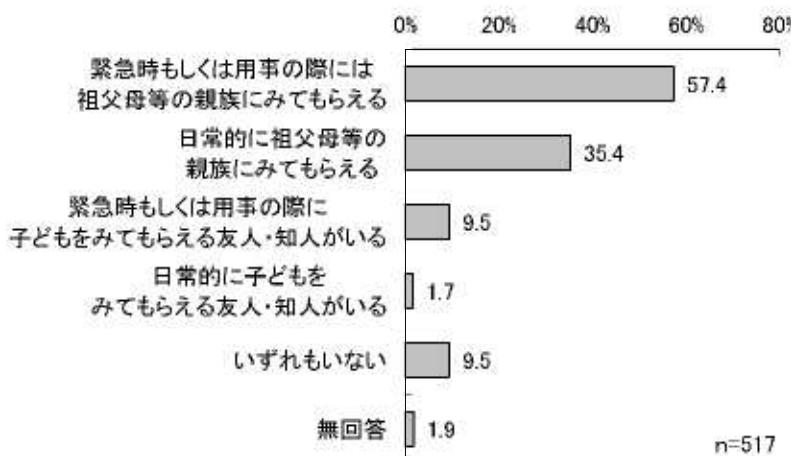


## 子どもをみてもらえる親族・知人

子どもをみてもらえる人の状況については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(57.4%)が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(35.4%)となっており、祖父母等の親族が上位にあがっている。

以下「緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が9.5%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が1.7%となっており、「いずれもいない」は9.5%であった。

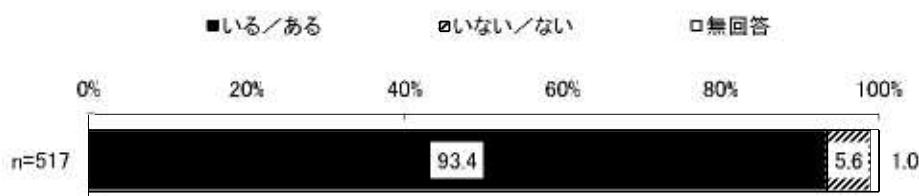
【子どもをみてもらえる親族・知人】(複数回答)



## 相談先の有無

子育てをする上で気軽に相談できる人（場所）の有無については、「いる／ある」との回答が93.4%を占めており、「いない／ない」は5.6%であった。

【相談先の有無】(単数回答)

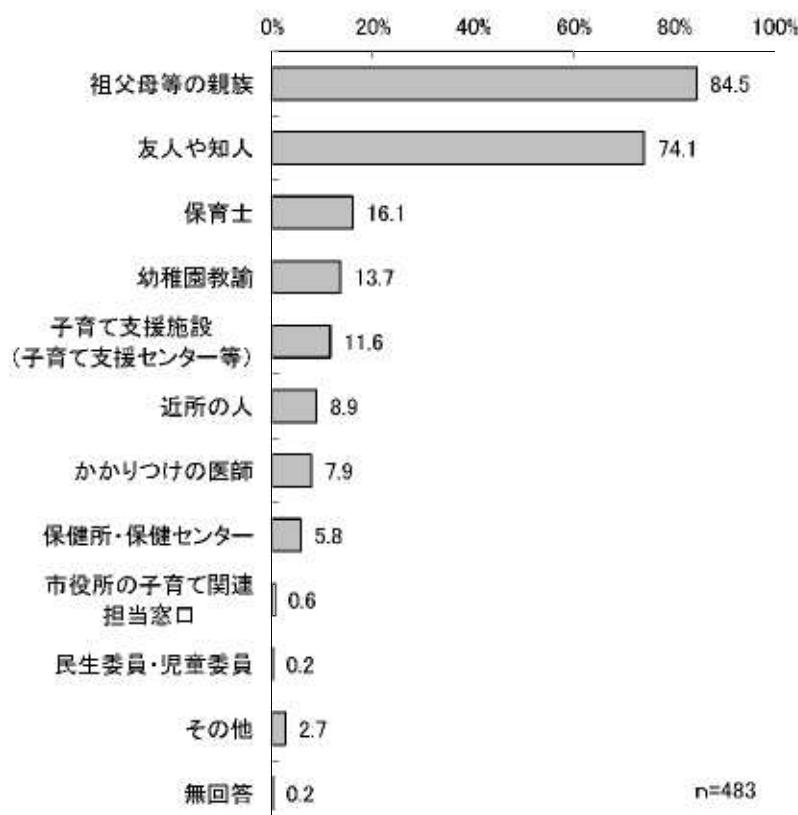


## 【資料編】

### 子育てに関する相談先

子育てに関する相談先では、「祖父母等の親族」(84.5%)との回答が最も多く、次いで「友人や知人」(74.1%)が続いており、身近な人を相談相手としている割合が高くなっている。これに続き、「保育士」(16.1%)、「幼稚園教諭」(13.7%)、「子育て支援施設（子育て支援センター等）」(11.6%)などの専門家が、比較的高い割合を占めている。

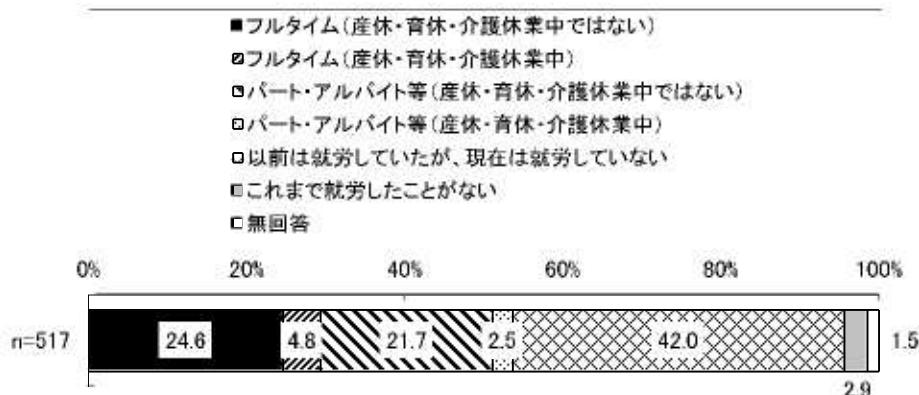
【子育てに関する相談先】（複数回答）



## 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(42.0%)との回答が最も多く、次いで「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中ではない）」(24.6%)、「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中ではない）」(21.7%)と就労中の方が4割超を占め、「フルタイム（産休・育休・介護休業中）」(4.8%)、「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中）」(2.5%)など産休・育休・介護休業中が続いている、「これまで就労したことがない」は2.9%であった。

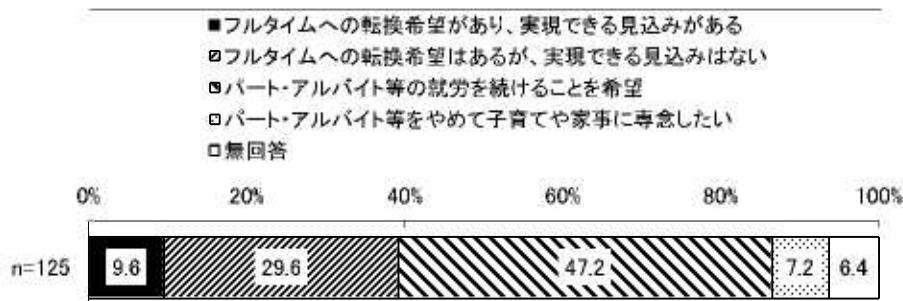
【母親の就労状況】（単数回答）



## パート・アルバイト等就労者のフルタイムへの転換希望

パート・アルバイト等で就労している保護者のフルタイムへの転換希望をみると、母親については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」(47.2%)との回答が最も多く、次いで「希望はあるが実現できる見込みはない」(29.6%)が続いている。

【母親のフルタイムへの転換希望】（単数回答）

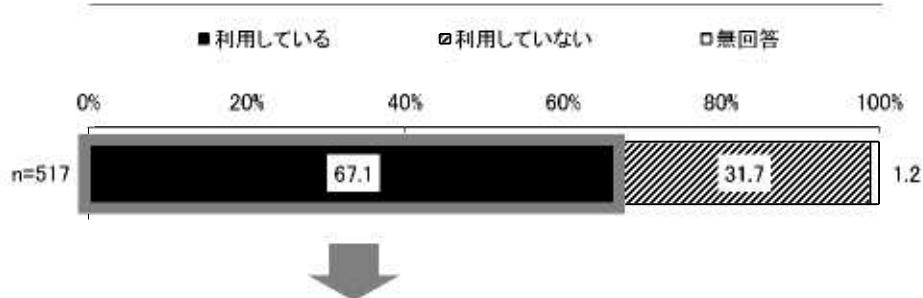


## 【資料編】

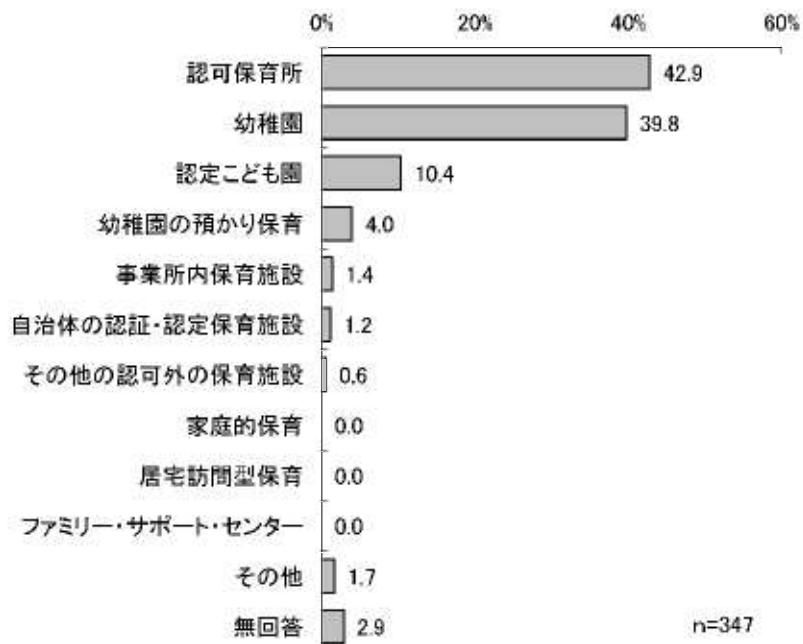
### 平日の定期的な教育・保育の事業の利用

定期的な教育・保育の事業の利用については、67.1%が「利用している」と回答している。このうち最も多かった事業が「認可保育所」(42.9%)であり、次いで「幼稚園」(39.8%)となっている。

【保育サービスの利用の有無】(単数回答)



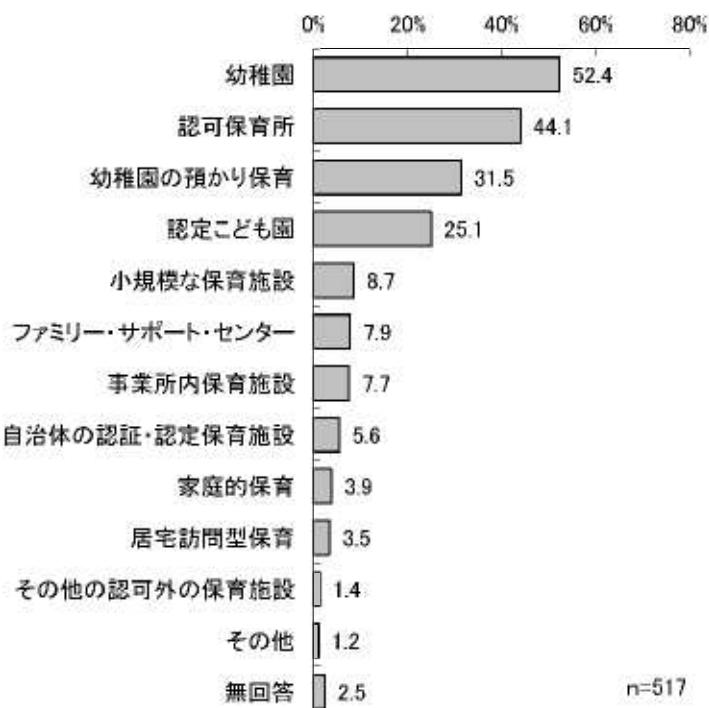
【利用している保育サービスの種類】(複数回答)



### 定期的に利用したい平日の教育・保育の事業

定期的に利用したいと考える事業では、「幼稚園」(52.4%)が最も多く、次いで「認可保育所」(44.1%)、「幼稚園の預かり保育」(31.5%)、「認定こども園」(25.1%)などが比較的高い割合を占めている。

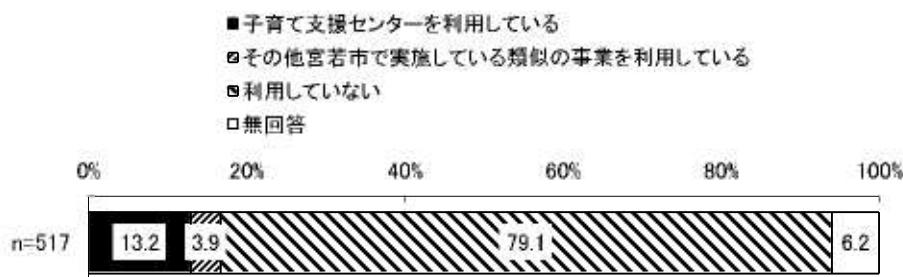
【利用したい保育サービスの種類】(複数回答)



### 子育て支援センターの利用状況

子育て支援センターの利用状況については、「利用していない」(79.1%)との回答が最も多く、「子育て支援センターを利用している」は13.2%、「その他宮若市で実施している類似の事業を利用している」は3.9%であった。

【子育て支援センターの利用状況】(複数回答)

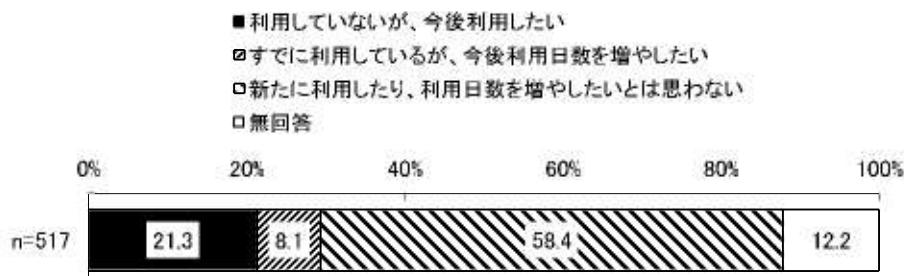


## 【資料編】

### 地域子育て支援拠点事業の利用意向

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」(58.4%)との回答が過半数を占め、次いで「利用していないが、今後利用したい」(21.3%)、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」(8.1%)となっている。

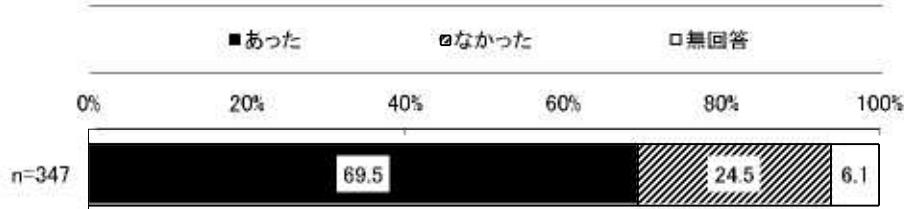
#### 【地域子育て支援拠点事業の利用意向】(単数回答)



### 子どもの病気等のために教育・保育の事業が利用できなかった経験

この1年間に病気等のため普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった経験は「あった」が69.5%を占め、「なかった」は24.5%であった。

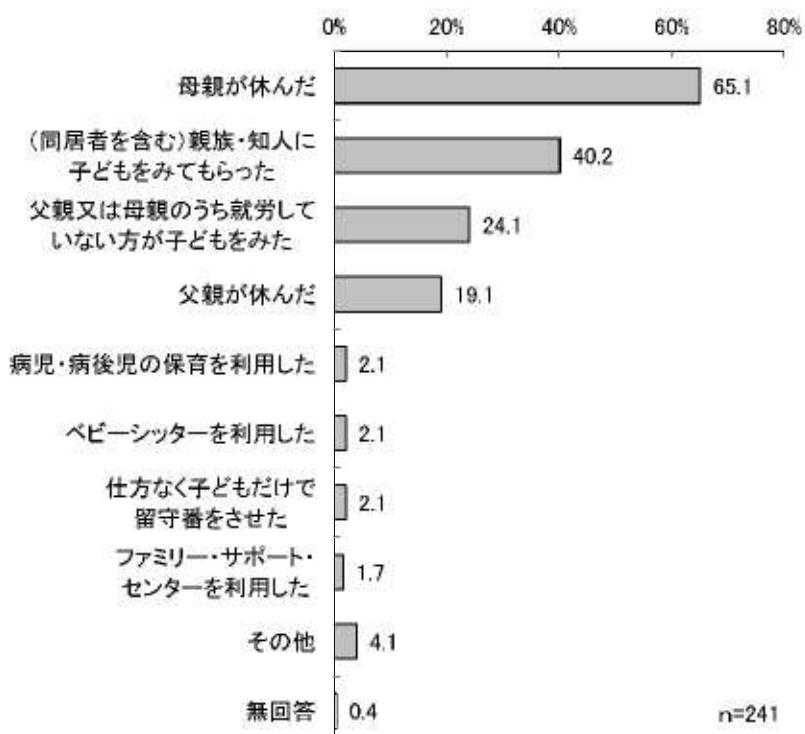
#### 【子どもの病気等のために教育・保育の事業が利用できなかった経験】(単数回答)



### 教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法

病気等で普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法については、「母親が休んだ」(65.1%)が最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(40.2%)、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」(24.1%)、「父親が休んだ」(19.1%)が続いている。

【教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法】(複数回答)



### 一時的な預かりの利用意向

一時的な預かりの利用意向については、「利用する必要はない」が56.1%、「利用したい」は37.5%となっている。

【一時的な預かりの利用意向】(単数回答)



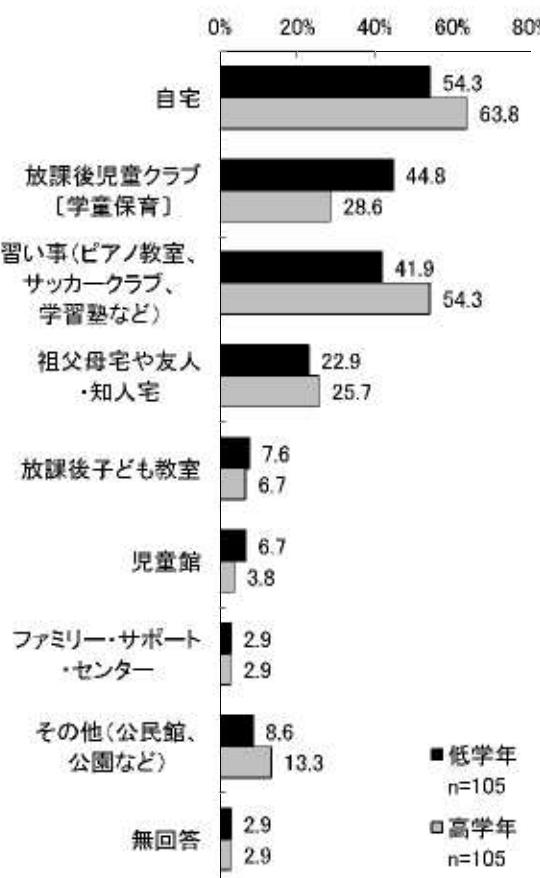
## 【資料編】

### 放課後の過ごし方についての希望

小学校低学年のうち、放課後に子どもを過ごさせたい場所としては「自宅」(54.3%)が最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」(44.8%)、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」(41.9%)、「祖父母や友人・知人宅」(22.9%)などが比較的高い割合を占めている。

小学校高学年になって、放課後に子どもを過ごさせたい場所としては「自宅」(63.8%)が最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」(54.3%)、「放課後児童クラブ（学童保育）」(28.6%)、「祖父母や友人・知人宅」(25.7%)などが、比較的高い割合を占めている。

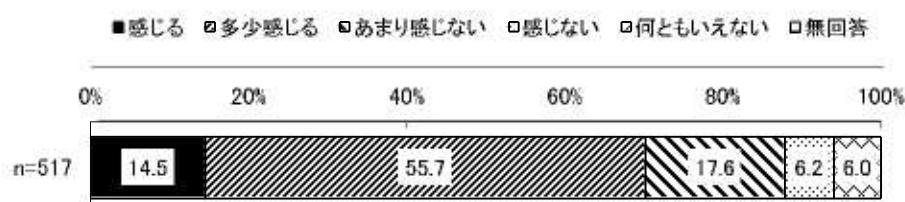
【放課後過ごさせたい場所】（複数回答）



## 子育てに不安や負担を感じること

子育てに不安や負担を感じることについてたずねたところ、「多少感じる」(55.7%)との回答が過半数を占めており、次いで「あまり感じない」(17.6%)、「感じる」(14.5%)、「感じない」(6.2%)、「何ともいえない」(6.0%)となっている。

【子育てについて不安や負担を感じること】(単数回答)



## 2. 用語解説

### 【あ行】

#### 生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力。変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

### 【か行】

#### 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

#### 子育てサロン

子どもが自由に気軽に遊べる場。親子で気軽に遊べる場。子どもたちの遊びを通して、親同士が気軽に交流できる場。

#### 子育て支援センター（子育て支援施設）

地域で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭などに対する育児不安などについての指導、子育てサークルなどへの支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした事業。

#### コミュニケーション

言葉、身振りなどによって互いにある意味や内容を伝達・理解する行為。

### 【さ行】

#### 児童養護施設

児童福祉法に定められた児童福祉施設の一つ。予期できない災害や事故、親の離婚や病気で保護者がいない、又は虐待など不適切な養育を受けているなど様々な事情により、家族による養育が困難な2歳からおおむね18歳の子どもたちが生活している施設。

## 【た行】

### 待機児童

保育所や放課後児童クラブの入所要件を備えているにも関わらず、定員超過などの理由で入所できない児童のこと。

### 届出保育施設

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事が認可している認可保育所以外の施設の総称。

### トワイライトステイ

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合やその他の緊急の場合において、その児童を児童養護施設において保護し、生活指導、食事の提供を行う事業。

## 【な行】

### 認可保育所

保護者が就労等のやむを得ない事情で、児童を保育できない場合、保護者にかわって児童を保育する児童福祉施設。認可保育所は、児童福祉法に基づく「児童福祉施設最低基準」を満たし、都道府県知事に申請し、認可された保育所で、その運営に要する経費は、保護者の保育料や公費などで賄われる。

### 認定区分

子ども・子育て支援新制度における基準となる区分。市町村は、以下の表のとおり1号～3号の認定区分における必要定員数を設定しなければならない。

認定区分		給付の内容	教育・保育施設
1号認定	満3歳以上の就学前教育で2号認定以外のもの	教育標準時間利用	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の就学前教育で、保護者の労働又は、疾病その他の内閣府令で定める事由により必要な保育をうけることが困難であるもの	保育短時間利用 保育標準時間利用	幼稚園 保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の就学前教育で、保護者の労働又は、疾病その他の内閣府令で定める事由により必要な保育をうけることが困難であるもの	保育短時間利用 保育標準時間利用	保育所 認定こども園 地域型保育

## 【資料編】

### 認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと。

### 【は行】

#### バリアフリー

「障壁のない」の意。建物や道路などの設計で、段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障がい者に配慮をすること。

### 【や行】

#### 幼稚園

満3歳から小学校就学前までの幼児を対象に、「幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長すること」を目的とする、文部科学省に認可された学校施設。

### 3. 宮若市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日  
条例第 16 号

## (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条の規定に基づき、宮若市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第 31 条第 2 項に規定する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第 43 条第 3 項に規定する事項
- (3) 本市の子ども・子育て支援事業計画に関し、法第 61 条第 7 項に規定する事項
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項  
及び当該施策の実施状況を調査審議する事項

## (組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (5) 子ども・子育てに関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。  
ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【 資料編 】

(協力の要請)

第 7 条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、民生部子育て支援課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 4. 宮若市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成25年10月1日～平成27年9月30日

No.	選出区分	団体名	団体役職名	委員名	備考
1	1	公募		小島ふみ	
2		公募		坂本聰	
3	2	福丸保育園保護者会	会長	日吉力雄	
4		認定こども園保護者会	会員	寺敷愛	
5		若宮幼稚園PTA	会長	安永秋徳	平成25年10月1日 ～平成26年5月31日
6		若宮幼稚園PTA	副会長	有吉恵理	平成26年6月1日 ～平成27年9月30日
7		学童保育所保護者会	会長	加々良亜由美	平成25年10月1日 ～平成26年5月31日
8		学童保育所保護者会	会長	小川さち	平成26年6月1日 ～平成27年9月30日
9		子育て支援センター利用者		本田友生子	
10	3	社会福祉法人白蓮会	理事長	中村智顕	
11		宮若市子育て連絡会「きらりん」	会長	田原絵里	
12	4	宮若市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	○西美千代	
13		近畿大学九州短期大学	准教授	◎三木一司	
14	5	福岡教育大学	准教授	植村善太郎	
15		宮若市教育委員会	教育委員長	北崎洋子	
		宮若市校長会	笠松小学校校長	塩川英治	
		県嘉保・鞍手保健福祉環境事務所	社会福祉課長	河原信子	平成25年10月1日 ～平成26年5月31日
		県嘉保・鞍手保健福祉環境事務所	社会福祉課長	中竹秀博	平成26年6月1日 ～平成27年9月30日

◎会長 ○副会長

【資料編】

5. 宮若市子ども・子育て支援事業計画策定経過

会議開催日	内 容
【第1回】 平成25年10月2日	①委嘱状の交付 ②宮若市子ども・子育て会議の概要について ③子ども・子育て支援新制度について ④ニーズ調査の実施について ⑤策定スケジュールについて
【第2回】 平成25年11月13日	①ニーズ調査の調査票案について ②宮若市の子育て環境の現状について
【第3回】 平成26年3月4日	①ニーズ調査の結果について
【第4回】 平成26年7月17日	①委嘱状の交付 ②子ども・子育て支援新制度について ③宮若市の子育て環境の現状について ④次世代育成支援行動計画進捗状況について
【第5回】 平成26年11月26日	①宮若市子ども・子育て支援事業計画原案の検討 ②事業計画案のパブリックコメントの実施について ③子ども・子育て支援新制度に向けた条例案の概要説明について
【第6回】 平成27年2月4日	①宮若市子ども・子育て支援事業計画原案の承認

---

---

宮若市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発 行 宮若市民生部子育て支援課  
〒823-0011 宮若市宮田 29 番地1  
電 話 0949-32-0517  
FAX 0949-32-9430

---